

自己点検・評価報告書

(2021 年度)

実践女子大学

目 次

本 章		
1. 理念・目的	2
2. 内部質保証	7
3. 教育研究組織	15
4. 教育課程・学習成果	20
5. 学生の受け入れ	38
6. 教員・教員組織	44
7. 学生支援	51
8. 教育研究等環境	61
9. 社会連携・社会貢献	71
10. 大学運営・財務		
第1節 大学運営	76

第 1 章

理念・目的

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、女子教育の先駆者・下田歌子により1899（明治32）年に創立された帝国婦人協会私立実践女学校並びに女子工芸学校を淵源として、2019年5月に創立120周年を迎えた。下田歌子は、本俸固有の女徳を基礎として一般女性の地位の向上を目指し、広く一般女子に対して実学と実践の教育を行うという強い信念の下、二つの学校を創立した。その後、1949（昭和24）年の学制改革に伴い、女子大学として認可され、「女性が社会を変える世界を変える」を建学の精神、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念として、教育研究活動等を展開している。

これらの建学の精神、教育理念を踏まえ、大学および大学院の目的を下記のように「実践女子大学学則」および「実践女子大学大学院学則」に適切に定めている。

<大学学則第1条>

本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを實踐し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。

<大学院学則第1条>

本大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

この大学・大学院の目的に基づき、学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻ごとに下記のように目的を定めている。

<大学>各学部

文学部では、日本、東洋、西洋の文学、言語、美術の各分野における幅広い学識を授け、現代社会に寄与しうる人材の育成に努めることを目的とする。

生活科学部では、食物、栄養、健康、衣服、もの、住まい、ライフスタイル、幼児・保育に関する広い学識を授け、各々の専門に係る職業に必要な知識と能力の養成を目的とする。

人間社会学部では、国際化の進展、情報化の進展、社会の成熟化が進むなかで、社会の要請と国民の多様で高度な学びの要求に応える学部教育を目指す。学生が自ら主体的に学び、考え活動できる能力の養成を願い、「共に学び合う共同体」づくりを目指す

<大学院>各研究科、専攻

文学研究科では、日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

国文学専攻では、国文学、日本語学、日本語教育、中国文学(漢文学)の各分野における研究能力又は高度の学識を養い、さらに進んでは、研究者として自立して研究活動を行い、専門的な業務に従事しうる人材を養成することを目的とする。

英文学専攻では、英語の運用力を培い、英文学、米文学、英語学の研究を深めることにより、地球的な視野を広げ、さらなる研究を目指す人材を養成することを目的とする。

美術史学専攻では、日本、東洋、西洋各地域の美術史について、高度の専門知識と確かな芸術理解能力を養い、美術館等の専門分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。

生活科学研究科では、食物栄養学又は生活環境学分野における精深な知識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

食物栄養学専攻では、栄養学、食品学、調理学の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

生活環境学専攻では、環境人間工学、生活材料科学、衣環境設計学、住環境設計学、環境文化学の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

人間社会研究科では、人間社会の分野における精深な学識を授け、より高度な専門的知識・技能と能力を養成することを目的とする。

人間社会専攻では、人間コミュニケーション・心理学、経営・組織・ビジネス社会の各分野における精深な学識を授け、人間社会研究に必要な高度の専門的能力を有する人材を養成することを目的とする。

例えば文学部では、「日本、東洋、西洋の文学、言語、美術の各分野における幅広い学識を授け、現代社会に寄与しうる人材の育成に努めることを目的とする」と定め、この目的に基づき、美学美術史学科では、「日本、東洋、西洋各地域の美術史と美学及び日本芸能史について、幅広い知識と教養を身につけ、美術の実技を学ぶことも含めて、芸術についての総合的な理解力と自己表現力を養い、芸術、文化とそれを生み出した社会に対する理解と洞察力を備えた人材の育成を目的とする」としており、建学の精神、大学の教育理念、目的に基づいた各学部の教育目的と学科での学びが関連するように定めることで、大学としてどのような学生を育成するのかを明示している。研究科においても学部と同様で

あり、例えば生活科学研究科では、「食物栄養学又は生活環境学分野における精深な知識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする」と定め、食物栄養学専攻では、「栄養学、食品学、調理学の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする」と定め、研究科の教育目的と専攻の学びを連関させている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

< 1 > 大学全体（大学院を含む）

本学では、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念とし、これに沿って、学部・学科、研究科・専攻ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を「実践女子大学学則」および「実践女子大学大学院学則」に定めている。これらの教育理念や目的は、本学の建学の精神とあわせて大学の『履修要項』、『大学院要覧』に記載して学生及び教職員に周知するとともに、大学ホームページにおいて学則を掲載し、社会に対して広く公表している。特に、建学の精神、教育理念については、新入生オリエンテーションや年度はじめの学科ガイダンスを通じて学生に説明を行っている。また、入学式等の式典における学長からのメッセージの中で、本学の建学の精神と教育理念を学祖下田歌子の志とともに伝えている。加えて、学祖の生涯を描いた漫画『きらりうたこ』を出版し、学生・教職員に配布することで、学祖顕彰とならびに建学の精神の社会的認知を図っている。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、2020年2月、学園のさらなる発展を期し、中期計画「実践女子学園中期計画（2020～2022年度）」を策定し、2021年度はこの計画に沿って成長に向けた改革を遂行してきた。

これらの中期計画の成果等に鑑み、2022年2月に、中期計画「実践女子学園中期計画（2022～2026年度）」を新たに策定した。策定にあたっては、約半年間にわたり、理事会、常任理事会で協議をするとともに、外部有識者や卒業生、外部評価・助言委員会からの意見聴取を行っている。

次年度以降は、この学園中期計画に基づき、教育研究活動等を推進する。

○問題点

なし

○全体のまとめ

本学では、建学の精神、大学の教育理念・目的を適切に定め、これに則って、学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的を適切に定めている。これらは学内外に対して適切な方法によって公表している。

大学の将来を見据えた諸施策の設定については、中期計画「実践女子学園中期計画（2020～2022年度）」を策定し、2021年度はこの計画に沿って成長に向けた改革を遂行している。次年度以降については、中期計画「実践女子学園中期計画（2022～2026年度）」を新たに策定し、推進する計画としている。

よって、第1章：理念・目的については適切に運用しているといえる。

第 2 章

内部質保証

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

まず、本学の内部質保証システム構築までの背景として、実践女子学園の建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」と、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の教育理念「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」は、特に男女共同参画社会の実現を目指す今日の日本においては、決して色褪せることなく、その重要度はますます増している状況である。この建学の精神、教育理念に基づいた人材育成をより確かなものにしていくために、本学では、卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）を見直し改めて策定している。中でも、ディプロマ・ポリシーに関しては、5つの態度・能力「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」を新たに掲げ、それらを確実に養成し、教育の質保証を実現するために、教育改革を通じて、下図の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の構築に向けた体制の整備を行ってきた。



本学では、教育理念・目的の実現に向けて、教育効果の向上により、学生の学びの質保証を図ることを目的に「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関するポリシー」を策定している。具体的には、「本学の内部質保証は、学長の下で大学協議会が大学全体として責任を負います。大学協議会は、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括します。また、自己点検・評価および外部評価の結果に基づき、教育活動の有効性について検証を行い、検証結果を踏まえた教育の改善・質の向上を継続的に実施します。」をはじめ4項目を定め、本学の内部質保証に関する基本的な考え方を明示している。内部質保証に関するポリシーは、ホームページを通じて広く社会に公表している。更に「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」については、教育改革による一連の取り組みとして、リーフレットを制作し、教職員、受験生等に配布している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に具体的に取り組む組織との役割分担に関しては、教育の質の保証および向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進するため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を「大学協議会」とし、「実践女子大学協議会規程」「実践女子大学内部質保証に関する内規」においてその権限と役割を明確にしている。この体制により、本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、学則第2条に定める教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行っている。

「大学協議会」と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担については、「実践女子大学内部質保証に関する内規」に基づき、「大学協議会」の下に、自己点検・評価活動全体を統括する自己点検・評価委員会および自己点検・評価の客観性・公平性を担保しつつ教育水準の向上を図るための外部評価・助言委員会を置き、組織と役割分担を明確にしている。

教育プログラムの実質的な企画・設計、運用、検証ならびに改善・向上の指針に関しては、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関する方針」において指針を明確にしている。運用に係る具体的な体制の整備等については、「大学教育研究センター委員会」を設置し、教育の改革、充実に向けた企画立案、調査研究ならびに各学部学科の教育課程編成の全体調整を行うとともに、全学の教育に係る諸施策の立案およびその推進と共通教育の企画・運営を担うことにより、本学の教育の充実・発展を図っている。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルスへの対応として、学園に理事長を本部長とする「新型コロナウイルス対策本部」を設置し学生・教職員への感染防止策等を推進した。具体的には、オンライン授業の導入をはじめ、行事等への対応、学生への支援策の強化・充実などの役割を果たしている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、学則第2条に定める教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育

の質の保証および向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進するため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「大学協議会」を設置し、「実践女子大学協議会規程」「実践女子大学内部質保証に関する内規」においてその権限と役割を明確にしている。

「大学協議会」は、学長を議長とし、副学長、各学部長、各研究科委員長、大学・短大教育研究センター長、学生総合支援センター長、教学事務局長、学長室部長、学務部長、学生総合支援センター部長、研究推進室部長およびその他学長が必要と認めたものをその構成員とすることで、教育の質の保証および向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進する組織としての適切性を確保している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、『教育の「質」の転換と内部質保証システムの確立を目指す』という方針を掲げ、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」と、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の教育理念「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を再確認し、新たに3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を再策定している。従前の3つのポリシーの策定では、学生に成長実感や知識・能力などを身につけさせるうえでの教育手法に関する意識が曖昧であった。そのため、新たな3つのポリシーは、これらを明確化し、人材育成の柱として位置付けている。更に3つのポリシーに基づいた「実践女子大学・短期大学部型学生の成長プロセス（下図）」を明示し、学生の育成・成長の過程（プロセス）を可視化することにより、学生が自身の成長プロセスを理解し実感できるよう工夫している。



この3つのポリシーは、『三つのポリシーの一体的改革における「学内ガイドライン」』に基づき策定されている。

また、「大学協議会」による学部・研究科その他の組織における教育の質的改善を推進するために、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を構築している。そこでは、建学の精神と教育理念に基づいたディプロマ・ポリシーで保証する「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」を身につけた人材を輩出していくために、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCA サイクルを展開させるとともに、きめ細かい教育指導と教育成果の可視化を試みている。

このシステムの運用については、上述の「教育改革」と並行して、経年的に導入・実施し、その結果を「大学協議会」にて報告・共有してきた。2019（令和元）年度において学修ルーブリック・学修ポートフォリオの導入が完了し、2020（令和2）年度は、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の包括的な運用を行っている。

具体的には、本学のディプロマ・ポリシーで掲げる態度・能力を「実践女子」力と定義し、成長診断テスト（PROG）による測定、可視化による分析を進めた。その結果（傾向）を「大学協議会」にて報告・協議するとともに、学科毎に実施した教員を対象とする解説会においても報告し、学生指導や次年度以降のカリキュラム改定等に繋げている。また、改善を推進するため、「大学協議会」では、定期的に開催される会議にて、IR室による分析のほか、教育・研究・入試・就職・学生支援等に係る取り組み状況や成果・課題等の報告を所管部門から受け、調整・指示を行っている。加えて、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関する方針」「実践女子大学内部質保証に関する内規」に則り、「大学協議会」による全学的観点からの点検・評価を開始するとともに、後述の外部評価・助言委員会による客観的評価を行っている。今後はこれまで以上に「大学協議会」による全学的な点検・評価の実施により、更なる内部質保証の実質化を目指すこととしている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応の点では、2000（令和元）年度の大学基準協会による大学評価（認証評価）結果における指摘事項について、大学協議会等において改善に向けて検討を行い、経年的に改善を図っている。その他、文部科学省等の通知等にも適切に対応している。

また、自己点検・評価の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るために、「実践女子大学、実践女子大学大学院及び実践女子大学短期大学部外部評価・助言委員会」を設置し、学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動等に反映させている。外部評価・助言委員会は、「実践女子大学、実践女子大学大学院及び実践女子大学短期大学部外部評価・助言委員会に関する規程」に基づき、本学の教育・研究活動等の現状を把握し、将来の発展のために教育研究活動に関する事項等を評価・助言することにより、本学の教育研究活動や点検・評価の客観性および妥当性を確保することを目的としている。2019（令和元）年度は2回開催、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面での実施は行わず、2021（令和3）年度にZoomを活用したオンライン形式で外部評価・助言委員会を開催している。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学を設置する学校法人実践女子学園では、学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営および教育研究の質の向上に資するために、学園が有する情報の公開に関して、「実践女子学園情報公開規程」を定めている。具体的には、(1) 学園の基本情報、(2) 財務及び経営に関する情報、(3) 監査に関する情報、(4) 教育研究活動に関する情報、(5) 社会貢献、国際交流に関する情報、(6) 自己点検・評価及び外部評価に関する情報、(7) 公費の助成に関する情報、(8) コンプライアンス等に関する情報、(9) 情報公開に関する情報について、学園が有する情報を自主的に公表することを規定している。これに基づき、例えば本学の教育研究活動については、学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化を受け、「実践女子大学研究者情報データベース」を活用し、「基本情報、研究分野、研究業績、教育業績、学会・社会活動」について、ホームページを通じて公開している。また、教職課程情報公開（免許法施行規則による）をはじめ、『講義概要（シラバス）』等の公開を行うことにより、教育活動の透明性を高めている。

公表する情報の正確性、信頼性に関しては、監査法人および監事の監査を受けることにより担保している。また、「監事監査報告書」「独立監査人の監査報告書」についても公開しており、社会への情報公開における責務を果たしている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、当該情報に関する会議体での承認を得て、速やかに行われている。例えば財務状況については、次年度5月末の理事会での承認を得て、ホームページ等で更新情報を公表している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性
評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性については、本学の特性や規模、設置形態等の実態を考慮し、教育の質保証に重点を置いた上述の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」によって、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」のサイクルを実質化させ、きめ細かい教育指導、教育成果の可視化を推進することにより確保している。

内部質保証システムの適切性については、外部評価・助言委員会において、本学の内部質

保証システムによる教育成果の把握方法（PDCA サイクル）および授業科目の関連性の明示（カリキュラムマトリクス）等について、評価・助言を受けている。

点検・評価結果に基づく改善・改革については、後述の第4章教育課程・学習成果にて詳しく述べるが、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」によって、ディプロマ・ポリシーで掲げる態度・能力を可視化し、学生の能力・傾向を把握できる仕組みを構築している。その結果に基づき、本学の学生として必要な能力を伸長させるための、学生による主体的、自発的な活動を促す取り組みが、学科又はプロジェクト単位で推進されている。これらを大学として支援するため、「教学重点施策」として予算化した公募型制度を構築している。また、教育の質保証の一層の推進のため、教育成果の把握と分析の方法等についても、「大学協議会」や学科等での年度を重ねての検討と実施によって精度を向上させている。

○問題点

特になし

○全体のまとめ

特にディプロマ・ポリシーについては、5つの態度・能力を確実に養成、修得するための「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を構築し、「教育改革」を通じた体制の整備を行ってきた。この内部質保証システムにおいて、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というサイクルを展開し、きめ細かい教育指導と教育成果の可視化を図り、「大学協議会」による全学的な観点からその点検・評価を実施することとしている。

現在では、成長診断テスト（PROG）の結果に基づき、本学の学生として必要な能力を伸長させるための学生自身による主体的、自発的な取り組みが学科又はプロジェクト単位で推進されており、これらを大学として支援するため、教学重点施策として公募型制度が導入されている。今後は、「大学協議会」による、全学的な点検・評価の実施により、更なる改善・改革が推進されるよう取り組んでいく。

また、2018（平成30）年度より「J-TAS」の運用を開始している。この個別支援制度を利用することにより、学生は、1年次に実施する成長診断テスト（PROG）や学修ルーブリックの結果を受け、自身の成長を促すための演習型、プロジェクト型などの授業および課外活動（学生プロジェクト、ボランティア、サークル活動等）に主体的、自発的に取り組むことができる。この「J-TAS」は「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」に深く関連している。例えば、PDCA サイクルにおける「C：教育成果の把握：修学指導の徹底」では、担当教員・学生支援スタッフ（職員）は、成長診断テスト（PROG）の結果を確認しながら、学生個々の資質にあわせた個別サポートを行っている。現在は、就職支援における自己分析、面接指導の際での「J-TAS」の活用が主だが、将来的には、例えば「親和力」を伸ばしたい学生には、ボランティア活動に参加し、ホスピタリティを学ぶことを提案するなど、学習成果を視野に入れた効果的な助言が可能となるような学習支援体制に繋げていくことを目指している。

「J-TAS」と「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を有機的に機能させ、教職員が学生の状況を適切に把握して一人ひとりに最適なサポートを行うことにより、学生自身の確かな成長実感とディプロマ・ポリシーで掲げる態度・能力の育成を促進し、一層の教育の質保証を推進することとしている。

また、2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言等に対する対応について、教育研究活動全般に係る方針の策定や企画・調整等を「大学協議会」が担い、学園の「新型コロナウイルス対策本部」と連携して適切に対応した。新型コロナウイルスへの対応の観点からも「大学協議会」が全学内部質保証推進組織として適切に機能しているといえる。

第 3 章

教育研究組織

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、建学の精神、教育理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培うことで、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的として、教育研究組織を設置・運営している。

本学は、東京都日野市にある「日野キャンパス」、東京都渋谷区にある「渋谷キャンパス」からなる。日野キャンパスには、1学部（生活科学部）、1研究科（生活科学研究科）を設置し、渋谷キャンパスには、2学部（文学部、人間社会学部）、2研究科（文学研究科、人間社会研究科）を設置し、教育研究活動等を展開している。

各学部、研究科の構成として、文学部は、国文学科、英文学科および美学美術史学科、生活科学部は、食生活科学科、生活環境学科、生活文化学科および現代生活学科を設置し、人間社会学部は人間社会学科、現代社会学科を設置している。これらに加えて、教職課程、図書館学課程および博物館学課程の3課程を置いている。

文学研究科は、国文学専攻博士課程(前期・後期)および美術史学専攻博士課程(前期・後期)、並びに英文学専攻修士課程、生活科学研究科には食物栄養学専攻博士課程(前期・後期)、生活環境学専攻修士課程を設置し、人間社会研究科には、人間社会専攻修士課程を設置している。

各学部（学科）・研究科（専攻）は「実践女子大学学則」および「実践女子大学大学院学則」に教育研究上の目的を規定し、本学の教育理念・目的を実現するための教育研究活動を推進しており、適切な学部・研究科の構成となっている。

附置研究所、センター等の組織については、「実践女子大学学則」に規定し、「大学教育研究センター」「大学言語文化教育研究センター」「大学教職センター」をはじめ、「図書館」「生涯学習センター」を設置している。とりわけ、「大学教育研究センター」は全学の教育に係る諸施策の立案およびその推進を図るとともに、共通教育の企画・運営を行うことにより、本学の教育の充実・発展に大きく寄与している。「大学言語文化教育研究センター」は、共通教育の外国語教育および日本語教育、並びに国際交流の充実と推進を図ることを目的に設置している。その他に、「生涯学習センター」を置き、社会人等に対して多様な学習機会を提供している。また、心理的、精神的等メンタルヘルスに関する諸課題に対して指導・支援およびカウンセリング等の業務を行う「学生相談室」を設置してい

る。これらの各センターの目的、事業内容等は各センター規程に定めており、規程に基づき活動が推進されている。

さらに、本学の特色として、学園創立者下田歌子の業績の検証、学園の教育・研究成果の公開、女性に係る学際的、総合的な研究の推進等を実施するため、「文芸資料研究所」を置いているほか、「香雪記念資料館」「下田歌子記念女性総合研究所」を設置している。また、これらを統括し、本学の学術研究を推進するために「実践女子大学研究推進機構」を置いている。

「文芸資料研究所」は、文芸研究の基本としての文献資料の研究を行うことを目的とし、文芸研究に必要な基本的文献資料の収集およびその目録の作成、資料の基礎的・文献的調査および研究、並びにその成果の発表、刊行等を行っている。具体的には、総合研究テーマ「文芸の生成と受容をめぐる諸問題」の下、古典籍の調査研究・収集、新規資料の登録、既存資料の整理・点検、所蔵データの更新を行っている。また、新規購入した古典籍や所蔵資料のデジタル化を実施している。

2021（令和3）年度は、2020（令和2）年度に文芸資料研究所が主催したシンポジウム「紙のレンズから見た古典籍」の内容をもとにした書籍を出版している。

「香雪記念資料館」は、実践女子学園創立者下田歌子の教育理念に通ずる、女性による芸術（特に美術）、文化に関する資料の研究、収集、保管および展示を行い、実践女子学園の教育・研究成果を広く公開するとともに、芸術、文化、教育の振興に寄与することを目的に設置している。事業として、資料等の調査研究、収集、整理、保管および展示を行うほか、本学の博物館学課程に係る実習生を受け入れ、当館の活動に関する講義、作品の取り扱い、広報、パネル作成、展覧会におけるギャラリートークや接遇対応等の実習など、実習生への学芸員による教育を実施している。

2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染対策を講じて、「下田歌子のあゆみと芸術へのまなざし＜前期＞」等の8つの展示会を開催している。

「下田歌子記念女性総合研究所」は、創立者下田歌子と実践女子学園の業績を検証するとともに、女性に関して学際的、総合的な研究を行うことを通して、女性の社会的地位の向上に寄与することを目的としている。事業としては、下田歌子の業績並びに学園の歴史に関する調査・研究と、資料の収集・管理、女性の社会的地位の向上や女性のあり方などに関する学際的、総合的な調査・研究等を行っている。また、それらを踏まえた教育活動および成果の発信のため、講演会・研究会の開催、「研究所年報」および「ニューズレター」の発行等を行っている。例えば、学祖生誕の地である岐阜県恵那市岩村の小中学生や地元の人に向けて、研究所客員研究員による下田歌子の活動や学園の歴史に関する講演会等を実施している。

2021（令和3）年度は、8月に「下田歌子と近代日本-良妻賢母論と女子教育の創出-」を刊行している。また、同書の出版記念シンポジウムを11月に開催するなどした。

これらの附置研究所、センター等の組織については、本学の教育理念・目的の実現を目指した学際的、総合的な研究を行うことを通して、女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会の実現に寄与していくうえで適切に構成されている。

学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえた教育展開として、例えば、人間社会学部では、加速する国際化、情報化の進展、社会の成熟が深まるなかで、

社会からの要請と国民からの多様で高度な学びの要求に応えるため、学部教育を「共に学び合う共同体」と位置づけ、学生が自ら主体的に学び、考え、活動できる能力の養成を目指している。この方針に基づき、人間社会学科では、社会に対する学びの基礎として社会学を、人間行動・人間関係・心理に関する学びの基盤に心理学を据えるとともに、教育学やジェンダー論、メディア論などを学ぶことができるよう教育課程を編成している。それによって、現代社会に生きる人と人、人と社会の関係について理解を深め、社会調査の技法や課題解決能力、コミュニケーション能力を身につけ、ビジネス社会や地域社会、教育・福祉などの分野で力を発揮しうる人材を育成すべく、教育活動を展開している。

社会的、地域的要請に応える点では、上述の「下田歌子記念女性総合研究所」による女性に係る学際的、総合的な研究や、「生涯学習センター」による社会人等に対する多様な学習機会の提供を行っている。

大学を取り巻く国際的環境等への対応としては、「言語文化教育研究センター」を中心に「Jissen Global Project」と銘打って多様な外国語教育と国際教育を推進している。2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあったため、オンラインを活用したプログラムの提供や学内でできる外国語学習（スカイプ英会話、ランチタイムイングリッシュ）や国際交流イベント（「カフェクラッチ」、オンライン英語ディスカッションイベント）等を実施している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、各学部（学科）・研究科（専攻）に関しては、各学科が組織・運営する「学科会議」を責任主体として、教育課程編成等における課題・改善点等を教育成果に基づいて検討する過程において、あわせて検証している（学科・課程レベル）。この適切性の検証の結果、全学的な調整が必要となった場合は、学長室にて内容を精査し、上述の「大学教育研究センター委員会」又は「大学協議会」にて協議・調整し、必要に応じて改善を指示する仕組みをとっている（機関レベル）。

附置研究所、センター等の組織の適切性については、各センターを統括するそれぞれの委員会において活動内容および実績を踏まえた検証を行っている。これらの各委員会での検証結果は、「大学協議会」に報告され、適切性の評価を行っている。とりわけ生涯学習に関する事項では、「生涯学習センター推進委員会」にてセンターの運営や公開講座の活動状況、実績を検証し、「大学協議会」に検証結果が報告され、その場で全学的な観点から組織の適切性を検証する仕組みになっている。

○問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学の学部（学科）・研究科（専攻）、附置研究所およびセンターは、建学の精神、教育理念・目的等に基づき設置されており、これらは「実践女子大学学則」「実践女子大学大学院学則」および各センター規程の定めに則り、適切に活動を推進している。また、学問の動向、社会の要請、国際化に対応するよう、学部（学科）・研究科（専攻）による教育課程をはじめ、「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」および「下田歌子記念女性総合研究所」による女性に係る総括的な研究の実施・公表、「言語文化教育研究センター」を中心とした多様な外国語教育および国際教育を推進している。その適切性については、定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けた取り組みを実施している。

今後も、「大学協議会」による全学的な点検・評価を一層推進し、建学の精神、教育理念等の実現に向けた教育研究組織の整備にさらに取り組んでいく。

第 4 章
教育課程・学習成果

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づき、大学としての3つのポリシーを掲げ、学部は学部・学科ごとに、研究科については、研究科・専攻ごとにそれぞれ策定している。

ディプロマ・ポリシーに関しては、大学として「実践女子大学は、学修から得た知識・技能・態度を社会に還元するべく実践し、世界と地域で貢献する力を得ることを求めます。その達成のために、以下に掲げる態度を核として能力を身につけ、所定の単位を修得した者に「学士」の学位を授与します。」と掲げ、学生が修得することが求められる知識、技能、能力等を、5つの態度・能力として、次のとおり定めている。

[態度]国際的視野

多様性を受容し、多角的な視点を以って世界に臨む態度

1. 多様な価値観を持つ国内外の人々との交流を通して、相互の理解と協力を築こうとする態度。
2. 国際感覚を身につけて、世界に踏み出し社会を動かそうとする態度。
3. 日本の文化・精神を知り、世界に発信しようとする態度。

[態度]美の探究

知を求め、心の美を育む態度

1. 人文・社会・自然の中に価値を見出し、感受性を深めようとする態度。
2. 物事の真理を探究することによって、新たな知を創造しようとする態度。
3. 優しさと強さを兼ね備え、倫理観を以って人格を陶冶しようとする態度。

[能力]研鑽力

学修を通して自己成長する力

1. 学ぶ愉しみを知り、生涯にわたり知を探究し、学問を続けることができる。
2. 学修成果を実感して、自信を創出することができる。
3. 広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。

[能力]行動力

課題解決のために主体的に行動する力

1. 現状を正しく把握し、課題を発見できる。
2. 目標を設定して、計画を立案・実行できる。
3. プロセスや成果を正しく評価し、問題解決につなげることができる。

[能力]協働力

相互を活かして自らの役割を果たす力

1. 自己や他者の役割を理解し、互いに協力して物事を進めることができる。

2. 互いを尊重し信頼を醸成して、豊かな人間関係を構築することができる。
3. 状況に応じたリーダーシップを発揮することができる。

この「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」は、本学が社会に輩出する有為な人材像に必要な態度・能力を具体的に表している。

各学部・学科では、大学のディプロマ・ポリシーに基づきそれぞれ方針を定めており、例えば生活科学部では、「全学ディプロマ・ポリシーとして求める内容を含め、自然科学、社会科学、人文科学分野の広い教養を土台として、生活を科学的にとらえるための基礎的知識を修得し、各学科の専門的知識と技術を身につけ、社会に貢献できる力を得て、各学科・専攻の所定の単位を修得した者に、「学士（生活科学）」の学位を授与します。」と規定している。

そして、この方針に基づき、例えば生活環境学科では、「生活環境学科の学修から得た知識、技能、考え方、態度を社会に還元するべく実践し、世界や地域に貢献できる力を得ることを求めます。その達成のために、全学ディプロマ・ポリシー及び学部ディプロマ・ポリシーにおいて求める内容を含め、次に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した者に、「学士（生活科学）」の学位を授与します。」と定めたうえで、具体的に5つの態度・能力を下記のように明示している。

<態度>

多様性を受容し、俯瞰的な視点で行動する態度【国際的視野】

- ①国内外の作品を通して、美の多様性を認め、美に対する感覚（感受性）を研ぎ澄ます態度。
- ②学内外での活動の中から、多様なものの見方を取り入れ、俯瞰的な視点で物事をとらえる態度。
- ③多様なものの見方を取り入れると同時に、自分を見失わず自立自営を迫及する態度。

知を求め、心の美を育む態度【美の探究】

- ①学修を通して、知性を磨き、美を理解し、美を育む態度。
- ②アパレル・ファッション、プロダクト・インテリア、住環境デザインなど生活環境に知的な関心を持ち、学修を通して、その中から美を見出す態度。
- ③アパレル・ファッション、プロダクト・インテリア、住環境デザインなど生活環境が持つ美を愛で、慈しむ態度。

<能力>

学修により得た知識、技能を社会に役立て、かつ、自己成長する力【研鑽力】

- ①修得した知識や技術を実践の場で応用することができる。
- ②アパレル・ファッション、プロダクト・インテリア、住環境デザインなど生活環境に関する諸問題を見出し、解決することができる。
- ③学修を通して、広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。
- ④学ぶ楽しさを知り、生涯にわたり知を求め、学び続けることができる。

問題解決のために主体的に行動する能力【行動力】

- ①現状を正しく把握し、課題を発見できる。
- ②目標を設定して、計画立案、実行ができる。

③問題や課題を主体的な行動により解決できる。

相手を活かして自らの役割を果たす能力【協働力】

①相手の意見を公正に判断し、取り入れることができる。

②自己や他者の役割を理解して、お互いに協力して行動することができる。

③お互いを尊重し、信頼関係を築き、豊かな人間関係を構築することができる。

大学院のディプロマ・ポリシーに関しては、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻のそれぞれの分野において、精深な学識を得るとともに、研究を遂行する能力を身につけ、高い専門性を要する職業に求められる能力を獲得した者に、博士または修士の学位を授与します。」と謳っている。これに基づき各研究科・専攻の方針が定められており、例えば文学研究科では、「日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における精深な学識を得るとともに、高い専門性を要する職業に必要な能力を獲得した人に、博士（文学）または修士（文学）の学位を授与します。」と規定し、英文学専攻修士課程では「英語圏文学・文化および英語学の専攻した分野において十分な研究成果を上げ、英語圏文学・文化および英語学についての深い知識と、幅広い教養を身につけ、高い専門性を備えた職業人として社会で活躍できる能力を修得した人に修士（文学）の学位を授与します。」と定めている。

以上のように、大学・学部・学科の方針は相互に関連しており、学生に修得することが求められる知識、技能、態度等を具体的に示すことにより、当該学位にふさわしい学習成果を明示したディプロマ・ポリシーとなっている。これらは、『履修要項』『大学院要覧』リーフレット等に明示して学生・教職員に周知するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

・教育課程の体系、教育内容

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定している。大学の方針として、「実践女子大学は、教育理念及び卒業認定・学位授与の方針に基づき、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元できるようにするべく教育を実施します。そのために、教育課程編成、教育内容、教育方法及び評価方法について以下のとおり定めます。」としたうえで、卒業認定・学位授与の方針を保証するため、教育課程編成、教育内容、教育方法等を下記のように具体的に定めている。

教育課程編成

1. 共通教育科目、専門教育科目を体系的に配置します。

2. 授業科目の学年配当に配慮し、入学から卒業までいずれの期間も充実した学修ができる

ようにします。

3. 学部・学科を横断して科目を履修する機会を設け、幅広い学修ができるようにします。

教育内容

1. 共通教育において、大学での学修のための導入教育をするとともに、人文、社会、自然の幅広い教養を培うことができるようにします。
2. 専門教育において、各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき、基礎から応用に至る知識・技能を身につけることができるようにします。
3. 共通教育、専門教育を通じ、情報発信、言語運用、国内外の文化について学修することで、国際性を身につけることができるようにします。
4. 共通教育、専門教育を通じ、キャリア形成に資する教育を行い、就業力を育成します。

教育方法

1. 能動的な学修の充実を図るために、アクティブラーニング、演習・実習や少人数教育を積極的に導入します。
2. 社会とつながる学修の充実を図るために、正課外の活動も含め、学外の組織や地域との連携の機会を取り入れます。
3. 授業と連動した事前・事後学修の方法をシラバスに明示し、活発な学修を促す教育を行います。

評価方法

1. 成績評価基準を明示し、学生が自らの到達度を正確に把握するとともに教員と共有できるようにします。
2. 客観的・総合的評価のために、GPA 制度を用います。

上記のカリキュラム・ポリシーに基づき、学部・学科はそれぞれの方針を定めている。例えば人間社会学部では、「全学ディプロマ・ポリシーと学部のディプロマ・ポリシーに基づき、教育課程編成と教育内容、教育方法、評価方法について、以下のとおり定めます。」としたうえで、教育課程編成、教育内容、教育方法等を次のとおり定めている。

教育課程編成

- ①人間社会学部では、人間と社会とビジネスに関して、多角的・総合的に学びます。そのために、社会学、心理学、経済学、経営学、法律学、コミュニケーション学、統計学を学部の主な「基礎科目」として設定しています。
- ②人間社会学部では、1年次は学科に分かれず、全員が一通り必修の「基礎科目」を履修します。そしてその上で、2年次に自らの関心とキャリア・デザインに基づいて学科を選択し、専門的な学修を進めます。
- ③1年次から4年次まで少人数の「演習科目」を配置し、演習の担当者がアカデミック・アドバイザーとなって学生に対する学修支援を行ないます。
- ④グローバル時代にふさわしい実践的なコミュニケーション能力の養成に向け、学部共通の「基礎科目」として「コミュニケーション系科目」を配置します。
- ⑤多様な学びを保障するために、学科や学部の枠を超えて履修が可能な「選択自由単位」（20単位）を設定します。
- ⑥全学の副専攻「女性キャリア・スタディーズ」と学部独自のキャリア教育科目を通して、

学生のキャリア形成を支援します。

- ⑦社会調査士、認定心理士、公認心理師、日本語教員などの資格取得のための科目を専門教育科目に配置し、資格取得を進めます。

教育内容

- ① 1、2年次の「基礎演習」(演習Ⅰ、演習ⅡAB)では大学で学ぶためのアカデミック・スキルを修得できるようにします。3、4年の「専門演習」(演習ⅢAB、演習ⅣAB)では、専門的な知識と能力を身につけられるようにします。
- ② 2年次以降の「基幹科目」では、学部共通の基幹科目、各学科の専門分野の基幹科目、資格取得のための基幹科目を配置し、段階的・系統的に専門的な知識・スキルを修得できるようにします。
- ③「展開・応用科目」では、各学科の専門分野の発展的・応用的な科目を配置し、各自が自らの専門的な学問分野を体系的に学べるようにします。

教育方法

- ①講義科目では、現代社会の諸課題と最先端の学問動向を分かりやすく講義します。
- ②フィールドワークやワークショップ、PBL (Project Based Learning)、実験、実習、調査などのアクティブラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的に学び、考え、実践することができるようにします。
- ③1年次から4年次までの演習を通じて、学生のディベート能力やプレゼンテーション能力を高める教育を実施します。
- ④学外の企業組織や地域との連携を通じて、生きた学問や理論と実践との融合が図れるような教育を実施します。

評価方法

- ①授業の学修到達目標及び成績評価の方法・基準に基づいて、客観的かつ公正に評価します。
- ②客観的・総合的に評価するためにGPAを活用します。

大学院におけるカリキュラム・ポリシーとしては、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻のそれぞれの分野において、高度な知識を修得し、多様な研究方法をもって実践的能力を身につけることができるよう、カリキュラムを編成しています。」と包括的に述べたうえで、例えば文学研究科では、「日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における高度な知識を修得し、最先端の研究方法を身につけることができるよう、カリキュラムを編成しています。」と規定している。そして、これに基づき国文学専攻博士前期課程では、「国文学、日本語学、漢文学、日本語教育の各分野における精深な学識を修得でき、かつ高い専門性を要する職業に必要な能力を実践の中から獲得できるよう、カリキュラムを編成しています。」と定めている。さらに、カリキュラム・ポリシーを踏まえたうえで、「実践女子大学大学院学則」第26条では授業科目および履修方法を詳しく示している。

教育課程編成・実施の方針と学位授与方針との関連性について、特に学部では、学位授与方針で掲げる「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」および「協働力」という5つの態度・能力を保証するため、教育課程編成、教育内容、教育方法等をカリキュラム・ポリ

シーにて具体的に定めることで、それぞれが連関するよう適切に策定している。これらは、『履修要項』『大学院要覧』リーフレット等に明示して学生・教職員に周知するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。具体的には、上述の建学の精神および教育理念の再定義、大学の3つのポリシーの再策定を踏まえて、学部・学科および研究科においても3つのポリシーの見直しを行っている。この見直しにより、カリキュラム・ポリシーでは、各学部・学科の特性に応じた専門の知識、技能の修得に加え、社会の一員として活動し、社会での適切な人間関係を築くために必要な知識・態度・能力を養成することを明確にしている。この方針に基づきカリキュラムの再編を行うことで、ポリシーとカリキュラムとの整合性を担保している。

本学における授業科目は、学部は「共通教育科目」「学科専門科目」および「資格科目」によって構成されている。これに加えて、さらに「社会人基礎力」を身につけたバランスの取れた人間形成を目的とした「キャリア教育関連科目」の設定、所属する学部学科の専門分野の他に特定のテーマについて系統的に学ぶことで幅広い視野と柔軟な思考を身につけることを目的とした「全学副専攻」制度を導入している。「全学副専攻」では、国際社会で活躍できる人材を育成するため、すべての授業を英語もしくは第二外国語で行う「Global Studies」と、女性がキャリアを形成していくために必要な知識や教養、スキルについて学び、現代社会において「自立自営」できる力を身につけるための「女性キャリア・スタディーズ」の2つのコースを設けている。「資格科目」に関しては、教職課程、図書館学課程および博物館学課程の3課程をおき、必要な単位を修得した場合に教育職員免許状や図書館司書、博物館学芸員等の資格取得を可能にしている。これらの科目は、卒業要件あるいは資格取得の要件に基づき、「必修科目」「選択必修科目」および「選択科目」に区分されている。

教育課程の編成にあたっての順次性および体系性のへの配慮として、履修年次の設定をはじめ、一部の科目にグレード制を導入している。また、学科によっては、「基礎科目」「展開・応用科目」「演習科目」といった科目区分を設定し、順次的に履修することにより、専門性を深められるよう配慮している。さらに、ディプロマ・ポリシーと科目（群）との体系性を明示するため、「カリキュラムツリー」を、ディプロマ・ポリシーと各科目相互の補完性・整合性をチェックするために「カリキュラムマトリクス」を導入している。こうしたカリキュラム体系の明確化により、学生は入学から卒業までの履修の仕方がイメージしやすくなり、教員にとっては、自身が担当する科目のカリキュラム上の位置づけと他科目との関係が明確になっている。これらは、『履修要項』に明示し、学生・教職員で共有している。2018（平成 30）年度には、開講する科目の分野やレベル等をコード化し、教育課程を可視化することを目的として「ナンバリング」を検討し、2019（令和元）年度に導入している。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関しては、大学設置基準第 21 条の趣旨を踏まえ、「実践女子大学学則」第 19 条において、「15 週にわたる期間を単位として行うものとする」と定めている。その上で、1 単位の授業科目は、「45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とし、授業の方法に応じては、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、「講義・演習については、15 時間をもって 1 単位とする。ただし授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、30 時間をもって 1 単位とすることができる」と定めている。また、「実験、実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。ただし授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、30 時間をもって 1 単位とすることができる」と規定している。各授業科目は、大学設置基準第 25 条に基づき、講義、演習、実習、実技の 4 つの形態に区分され、『履修要項』の科目一覧において、各授業科目の単位数や履修年次、開講期区分等と併せて明示されている。

本学では、幅広く深い教養、専門の学問を修めるための基礎、広い視野と思考力、そして国際性を身につけることを目的に「共通教育科目」を設定している。「共通教育科目」は「実践スタンダード科目」「実践アドバンスト科目」「実践プロジェクト科目」および「教養教育科目」で構成され、中でも「実践スタンダード科目」は初年次教育（1・2 年次）として設定されていて、実践力のある女性を育成するための基幹となる科目である。「実践入門セミナー」は、大学生活を円滑にスタートさせ、「学びの目標」を見つけるとともに、「学びのスキル」を身につけることを目的としている。「実践キャリアプランニング」では、大学生活だけでなく、卒業後の進路を見据えた職業観・生き方を考える科目として開講されている。その他に、「Integrated English a・b」は、グローバル社会で活躍するために必要とされる英語運用能力を、「情報リテラシー基礎 1」は、情報の処理・活用に関する汎用的スキルをそれぞれ養成する基礎科目として配置されている。この「実践スタンダード科目」で身につけた能力を展開・発展させる科目として「実践アドバンスト科目」を設定し、段階的な履修を可能にしている。「教養教育科目」は、幅広い教養とものの見方、考え方、価値観を養うことを目的に、「女性を生きる」「人間を究める」「社会を捉える」「自然と環境を探る」等の 6 群に大別され、設置されている。

「学科専門科目」について、とりわけ生活環境学科では、文系科目を中心に入学前に学んできた学生、デザイン・制作等に携わった経験のない学生も多いため、専門科目への導入、

高校時代のリメディアル学習のため、あるいは専門科目履修のために必要な基礎力を養うため、1年次（一部2年次）専門科目として「生活環境基礎 a～c」「デザイン基礎演習 a～d」を「選択必修科目」として置いている。「生活環境基礎 a～c」では、高校時代に理数系の科目が苦手であった学生が、数学・物理・科学・統計・実験等の基礎を学び直し、専門科目を学ぶ上での基礎を固めることができる。「デザイン基礎演習 a～d」では、どの分野においても必要なデザインの基礎、デッサンや模型づくりの基礎を一から学び、作品制作を伴う様々な演習科目を履修する上での基礎を習得することができる。また、専門分野を学ぶ上での基礎知識あるいは汎用的知識・技術の習得を目的とする「生活環境基礎科目群」を設定している。学生は、「生活環境基礎科目群」で身に付けた能力を展開させ、学科専門の3つの柱である「アパレル・ファッション科目群」「プロダクト・インテリア科目群」「住環境デザイン科目群」を履修することで、各分野を専門的に学ぶことに加え、分野横断的に学び、自身の専門分野のみならず、幅広い知識や視点を習得することができる。これらの「教養教育」と「専門教育」の学びを通じて、広く深い教養を基盤に、それぞれの個性・適性に応じて学修を深め、目標の実現のために主体的に行動できる実践力のある女性の育成に取り組んでいる。

研究科についても、建学の精神、教育理念を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに基づき、修了するにあたって必要となる学識・研究能力を修得できるように科目を配置している。具体的には、複数の科目等を体系的に履修し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図る講義科目（コースワーク）と、それを基礎に自身の研究を深め、論文作成を行う「特別研究」等の演習科目（リサーチワーク）によって教育課程を編成している。履修にあたり、学生は研究分野や研究テーマを定め、その研究に適切に取り組むことができるよう指導教員の指導・助言を受けて授業科目を履修している。また、学生は、広い視野に立って精深な学識を養うために、同一研究科の他の専攻に属する授業科目を履修することができ、指導教員が学生の研究上特に必要と認めた場合は、修士課程または博士前期課程在学中に履修した学部課程の8単位以内を、所定の「選択科目」の単位に充当することも認められている。さらに、修士課程および博士前期課程の学生は、当該研究科委員会において必要と認めた場合には他の大学の大学院の授業科目を履修することができ、修得した単位は、研究科委員会の議に基づき、10単位（文学研究科国文学専攻8単位）を超えない範囲内で修了要件としての単位に認定することができる。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関しては、大学院設置基準第15条（大学設置基準の準用）に基づき、大学と同様に「1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。」旨を定め、授業科目に単位数を設定している。

本学では、学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、学部・学科での学びによる専門性の探求とともに、「まなぶ」と「はたらく」をつなぐ「キャリア・コア科目」を設置し、適切に教育を実施している。これは、学部・学科のカリキュラムと「キャリア・コア科目」を有機的に結びつけることにより、「実践らしく品格高雅にして、広い視野とグローバル感覚を身につけ、相手の思いを理解する力を有した21世紀型の人間像」を目指そうとするものである。「キャリア・コア科目」は、建学の精神や学部の教育方針を踏まえたうえで、21世紀型社会で生きるための「Think Global Act Local」の考え方に立脚し、1年次から4年次まで段階的、順次的に学べるよう「汎用的能力（Generic

Skill)」「理論 (Theory)」「実践 (Experience)」の3ステップで構成されている。これらは、キャリアデザインの手法から職業意識・能力形成まで、内容的に多岐にわたっている。例えば人間社会学部では、「汎用的能力」として「実践入門セミナー」「キャリア・マネジメント論」など4科目、「理論」として「実践キャリアプランニング」「リーダーシップ論」など4科目、「実践」として「キャリア・デザイン論」「実践プロジェクトa～c」および「人材開発論」など20科目を設置している。

「汎用的能力」としての「キャリア・マネジメント論」では、働く目的とは何か、働く意味とは何かに焦点を当てながら職業観の変化をたどり、さらには働き方の光と影などについて解説し、自らの望ましいキャリア形成のあり方を考えさせることで、学生に職業アイデンティティの醸成を促している。

「理論」としての「リーダーシップ論」では、リーダーシップの概念・定義、リーダーシップの理論的変遷の解説を踏まえ、望ましいリーダーシップとはどのようなものかについて、ケーススタディ等のアクティブ・ラーニングによって理解度を深めている。

「実践」としての「人材開発論」では、企業にとって重要な経営資源である人材育成のあり方を最新の理論や教育技法、先進的事例によって学ぶとともに、ケーススタディなどを通じて理論と実践の融合を試みている。これらを通じて学生は企業における人材育成の実態を概括的に把握するとともに、自身の就職活動における企業選びの判断に役立てている。

このように本学では、学部・学科の専門科目で「専門性」を、「共通教育科目」で「教養」を習得し、「キャリア・コア科目」でキャリア形成を支援することにより、バランスの取れた人間形成を目指している。

なお、食生活科学科（管理栄養士専攻、健康栄養専攻）においては、それぞれ資格取得を目指した教育体制をとっている。基礎科目の履修にはじまり、実習、実地研修を通じて、社会の動向に即応した管理栄養士、栄養士を育成することを目指しており、卒業後即戦力となる人材育成を目指したカリキュラムとしている。

中期計画の観点では、2019（令和元）年度に策定した「教学中期計画（2020年度～2022年度）」に基づき、次期「教育改革」の検討を本格的に開始している。具体的には、「教育改革ビジョン」では、主体的学修の充実のために、学科専門科目において「どのような授業をすれば、主体的な学修になるのか。学生が成長する経験をさせられるのか。」について、学科内での意見交換や学生等の意見を聴取した上で、現状分析と点検・評価、今後の学科のあるべき姿、改革の方向性等について各学科で検討している。さらに学科ごとに「成長診断テスト（PROG）」の解説と合わせて、副学長及び学長室を中心として、学科の検討結果を基にした学科へのヒアリングや意見交換を実施している。

なお、「教育改革ビジョン」の策定にあたり、各学科において現状分析や点検・評価等について、以下の項目について実施している。

- ・学部内での意見交換（全般について）
- ・各学科でSWOT分析を行い、大学（学科）の強み・弱みについて点検・評価
- ・学生は現状のカリキュラムによって成長しているかを評価
- ・各科目の社会との関連を学生に意識させているか評価
- ・今後のあるべき姿として学生にどのような態度・能力を身につけさせたいか
- ・上記の達成のために、どのような教育（カリキュラム・教育手法等）を展開するか

コンピテンシーを伸ばすために何をするのか

各科目と社会との繋がり、SDGs との関わり等をどの様に学生に意識させるか。

学生が自ら問いを発し、その解決ために他者と共同するような経験をどのようにさせるか。

どの様な科目をどの程度設置するか。

- ・今後の改革を表すキーワード（とその説明）を記入する。その際に、外部（受験生・保護者・企業等）に説明することを想定させるなど

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学では、単位の実質化の観点から、キャップ制度によって1年次から4年次における各学期（セメスター）に履修できる単位数の上限を定めている。各学期（セメスター）に履修登録できる単位数の上限を、資格科目などの一部を除き、共通教育科目、専門科目あわせて22単位に設定し、学期ごとに適切な学修時間を確保できるよう配慮している。また、各学年において年間に修得すべき、標準的な単位数を示し、計画的な単位の修得を促している。なお、学習指導の充実という点から、本学では、年度初めに、全学部・全学科のすべての学年の学生に対してオリエンテーションを実施し、各学年に応じた履修指導を、『履修要項』『講義概要（シラバス）』に基づいて、教務部門員およびクラス担任（人間社会学部はアカデミック・アドバイザー）を中心に行なっている。特に新生生については、学部・学科別オリエンテーション、学務部教務課によるオリエンテーションを実施し、履修指導を徹底している。また、全学科・全学年にわたるクラス担任（アカデミック・アドバイザー）制度、各学科における教育研究支援職員としての助手制度が導入されており、年度初めだけでなく、授業期間においても、学科別のきめ細かい履修指導を行なっている。加えて、全学的にオフィスアワー制度を設けており、各教員は、特定の時間帯を公示して、その時間帯に、履修のみならず学生からの様々な相談に応じ、適切に指導している。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数に関しては、「共通教育科目」においては、講義科目で上限140名、演習科目で40名程度に設定している。ただし、科目内容を考慮して、例えば語学科目は30名、情報科目は時間割配置される教室のPC台数に応じて40名程度に設定している。「学科専門科目」においては、基本的には上限を定めていないものの、授業の内容や「実験」「実習」などの授業形態を考慮して、適切な定員を設定するようにしている。また、必修科目においては、教育効果を勘案したクラス編成にするために複数コマを開講しており、1授業あたりの学生数に配慮している。

本学では、『講義概要(シラバス)』を全学統一の様式で作成している。シラバスの作成に際しては、毎年度、作成方針、スケジュール等を、教務に係る連絡調整を業務とする「教務部門会議」で検討し、『シラバス作成マニュアル』を提供している。各授業担当者は、このマニュアルに基づきシラバスを入稿する。シラバスの内容は、「授業のテーマ、授業における到達目標、授業の内容、事前・事後学修、テキスト・教材、成績評価の方法・基準とフィードバック及び注意事項」で構成される。入稿されたシラバスに対しては、第三者チェックを実施している。第三者チェックは、「共通教育科目」は大学教育研究センター長・副センター長が担当し、「専門科目」は学科主任および教務部門員等が記載内容の不備等についてのチェックを行っている。これらは、非常勤講師の担当科目を含めた全授業科目に対して実施している。授業内容とシラバスの整合性を確保するために、授業内容等に変更が生じた場合は速やかに学生に説明を行うこととしている。また、「授業アンケート」において、授業内容とシラバスの整合性を確認している。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法を新たに導入するために、2019(令和元)年度より「共通教育科目」を刷新し、学生が身につけた知識を実践する場として、演習型やプロジェクト型の授業を充実させている。現在、年次進行中であるが、「ボランティアプロジェクト a・b」では、ボランティア活動や研修を通して自ら主体的に学ぶことで、ディプロマ・ポリシーに掲げる「協働力」「行動力」「国際的視野」を養うことを目指している。また、「実践教養講座 a～e」のうち、「実践教養講座 b」では、日本の芸術から、古典文学、仏像、建築という3つの分野を取り上げ、それらが成立した文化的背景や特色、魅力等について学ぶとともに、関連の土地に出向いてその芸術・文化に実際に触れ、理解することで、ディプロマ・ポリシーにある「研鑽力」を養い、「美の探究」を深めていく。東京2020オリンピック・パラリンピック連携講座としては「オープン講座 a」を配置し、学生は、ビジネスの現場や観光産業構造・マーケット事例などを学び、グループワークやプレゼンテーションなどを通じて創造力や企画力を高めることで、異文化理解の促進と課題解決力やコミュニケーション力を磨いている。

「学科専門科目」について、特に人間社会学部では、学部開設以来、少人数のゼミ形式で実施する必修科目として「演習」を1年次から4年次まで配当している。1年次にはオリジナルの共通テキストを用いたアカデミック・スキルの習得に、2年次には専門を研究するための基礎力の充実に、3・4年次には卒論作成につながる専門分野の学習を深めることに力点を置いている。このように「演習」を通じて段階的に専門性を深めていく教育を実施している。

研究科については、履修科目の登録に上限設定は設けていない。『講義概要(シラバス)』については、学部と同様の形式にて作成しており、専攻主任等による第三者チェックを行っ

ている。また、研究指導計画については、研究指導の内容および方法を当該科目のシラバスにおいて明示している。研究指導のスケジュールについても研究指導体制、学位取得に至るまでの過程を『大学院要覧』に示しており、これらを踏まえて各研究指導教員が大学院学生の研究指導を行っている。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、学生・教職員の健康を第一に考えたうえで学びを止めないために遠隔授業を導入するとともに、感染対策を十分整えたうえで対面授業等を実施した。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

本学では、『講義概要（シラバス）』に記載されている「成績評価の方法・基準とフィードバック」に従って、各授業担当教員が成績評価を行なっている。各授業担当教員は、成績評価に際し、「実践女子大学学則」第24条に基づき、+A（91点以上）、A（80～90点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の5段階で評価し、C以上を合格として所定の単位を認定し、Dを不合格としている。「卒業論文」についても同様に評価している。また、「インターンシップ」や「海外語学研修」などの科目では、規定されている要件を満たした場合に単位認定を行っている。これらの成績評価の基準については、『履修要項』に明示するとともに、特に1年次の入学時オリエンテーション等で説明を行っている。なお、これらの成績評価の結果は成績証明書に表示され、さらに欠席および失格による不合格、履修取止めや保留といった扱いを含めて、成績通知表に表示している。本学では上述の成績評価に加えて、成績評価の厳格化、学生の学習目標の明確化等を目的として、学業努力の達成状況を把握する基準値としてのGPAを全学部・全学科で採用している。

他の教育機関で修得した単位の認定については、「実践女子大学学則」第20条および21条において、本学以外の教育機関との単位互換協定による修得単位と、入学前に他の教育機関で修得した単位を、60単位を越えない範囲で認めることがある旨を定めており、証明書および当該科目のシラバスの内容によって本学が定めている科目として読み替え可能な場合に、卒業要件単位として認定している。研究科においても、「実践女子大学大学院学則」第30条に「研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する以前に他大学の大学院において修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院におい

て修得したものとして認めることができる。」と定めている。

学部の卒業要件単位については、大学設置基準第 32 条に定めるとおり、124 単位とし、研究科の修了要件単位についても同様に大学院設置基準第 16 条および第 17 条に準拠しており、「実践女子大学学則」「実践女子大学大学院学則」にそれぞれ定めている。また、卒業要件に関する事項については、『履修要項』『大学院要覧』に明示し、学生に周知している。

学位授与を適切に行うための措置に関して、学部における論文審査については、各学科により異なるが、卒業論文発表会等を通じて、学生・教員が成果について共有し、相互に確認することにより、審査の適切性を担保している。

修了認定については、「実践女子大学大学院学則」第 11 条に基づき、所定の授業科目について修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文審査および試験に合格した者に、学位を授与することを定めている。

学位論文の作成にあたっては、研究指導計画に則り行われている。研究科により時期等が異なるが、中間発表会（予備審査）、等を設定し、研究指導教員以外の教員から評価を受けることで客観性を確保している。学位論文の審査については、「実践女子大学学位規程」に基づき行われ、博士後期課程においては、「博士学位授与の申請取扱内規」に基づき厳正に審査が行われている。学位論文審査基準は、『大学院要覧』に明示し周知している。

学位授与にあたり、学部については、各「学科会議」、各学部教授会での審議を経たうえで、学長を議長とする「大学協議会」での審議・承認により、学長が決定し学位を授与している。研究科については、「専攻会議」、各研究科委員会での審議を経たのち、学長を議長とする「大学協議会」での審議・承認を得て、学長が決定し学位を授与している。これらの学位授与に係る責任体制および手続については、「大学協議会規程」「実践女子大学教授会規程」および「実践女子大学大学院学則」において定めている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

本学では、学生が学修から得た知識・技能・態度などの学修成果を、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科・専攻）、科目レベル（各授業科目）の 3 つの段階で多面的に評価するために、教育理念、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学修成果の評価（アセスメント）に関する方針」を定め、その評価項目を指標とし、学修の到達状況、教育課程の適切性を評価し、「教育の

質保証」に取り組んでいる。

科目レベルでは、各科目の成績評価、授業アンケートを中心に評価することとし、教育課程レベルでは、科目レベルの評価に加え、成長診断テスト（PROG）によるディプロマ・ポリシーの到達度評価、学修行動調査結果、卒業年次アンケート、国家試験合格率（資格取得状況）および就職率、卒業論文（卒業研究）等を多面的に評価している。評価結果は主に「学科会議」にて共有しており、機関レベル（大学全体）では、「大学協議会」において、教育課程レベルで評価する項目を、全学的な観点から点検・評価する仕組みとしている。

本学では、学習成果を把握し評価するために、先述の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」に則り、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCAサイクルを展開させ、教育成果を可視化することにわけても注力している。この教育成果に係るディプロマ・ポリシーの到達度評価には、成長診断テスト（PROG）を用い実施している。

従来、PROGテストは、大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（以下、ジェネリックスキル）を育成するためのプログラムであり、ジェネリックスキルを「リテラシー」と「コンピテンシー」の2つの観点から測定している。本学では、このPROGテストの結果項目と、ディプロマ・ポリシーで掲げる5つの能力・態度のうちの「研鑽力」「行動力」「協働力」並びにそれらを構成する能力要素とを紐づけることにより、ディプロマ・ポリシーの到達度評価と測定結果との関連性を高めようと試みている。加えて、5つの能力・態度と各授業科目との関連性を明確化するためにカリキュラムマトリクスを用いている。これにより、学生は自身の伸ばしたい能力・態度を視野に入れての授業選択が可能となっている。

成長診断テスト（PROG）の実施については、1年次および3年次とし、学修行動調査とあわせて行っている。本学では、学生が自身の強み・弱み、ディプロマ・ポリシーの到達度をより実感できるようにするため、オリジナルテキストである『「実践女子」力成長支援ハンドブック』を制作し活用している。

この、成長診断テスト（PROG）の結果は、「J-TASシステム（学生ポータルサイト）」によって、履修登録表、成績評価と併せて常時確認できる仕組みとしており、自己分析の結果を踏まえた自己成長のための履修計画に活用するなどしている。

また、ディプロマ・ポリシーで掲げる態度・能力を水準ごとに指標化し、学生が到達度を自己評価できる仕組みとして、2019（令和元）年度から全学で学修ルーブリックを導入している。この、学修ルーブリックを「J-TASシステム」で運用することにより、学生と教職員はディプロマ・ポリシーの指標と到達度を共有することができるようになった。一方で、学生は態度・能力の到達度を客観的に把握し、過去の回答と比較して自身の成長を実感できるようになった。教職員は、学生から提出された自己採点表（主観評価）を参考資料として、学生個々の成長度合を把握し、それに対応した学修指導を実施するよう努めている。

上述の成長診断テスト（PROG）は、ディプロマ・ポリシーのうち「研鑽力」「行動力」「協働力」の到達度を主に評価するものだが、2019（令和元）年度の学修ルーブリックの導入によって、「国際的視野」「美の探究」の到達度の自己評価も可能になっている。

就職先等への意見聴取については、2021（令和3）年度に「教育の指針策定に向けた総合調査」として、「教員調査」「企業調査」「学生調査」および「卒業生調査」を実施している。

「企業調査」については、企業で必要とされる能力を社会が求める「能力・知識」と定義し検証している。具体的には、大学・短大の合同調査にて実施し、本学において求人を公示している企業（約3,000社）を対象に、①実践女子大学の新卒者（大卒）にどのような能力を求めているか、②貴社に在籍する実践女子大学の卒業生についてどのような感想を持っているか、③実践女子大学のカリキュラムと科目に対して貴社はどんなことを期待、要望したか、を主な聴取項目として実施した。

この「企業調査」における設問項目は、上述の「実践女子」力としてディプロマ・ポリシーに明示されている態度・能力（「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」）を構成する要素項目（能力）に紐づけられており、学生の診断結果と併せて検証することにより、教育課程編成等の策定・改善に活用することができる。

研究科については、専攻ごとに、大学院学生が修士論文または博士論文を提出するまでの過程において、研究計画の検討や研究計画書の提出に係る指導教授による助言、研究指導、中間発表会における指導教員・副指導教員以外の大学院担当専任教員からの評価・助言により、学習成果の客観的な把握・共有を図っている。論文審査は、各専攻で定める論文審査基準に基づいて行われ、修了判定は、他専攻の教員を含めた「研究科委員会」において行われている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部（学科）・研究科（専攻）に関しては、各学科が組織・運営する「学科会議」あるいは各専攻が組織・運営する「専攻会議」をそれぞれ責任主体として、主に「専門科目」の教育課程編成等における課題・改善点等を教育成果に基づき検証している。また、学部（学科）の専門カリキュラムを検討する際には、事務職員（教務課職員）を加えた「カリキュラム検討会議」を学部ごとに組織し、教職協働によるカリキュラム編成を実施する体制としている。

「共通教育科目」をはじめ履修、成績評価、単位修得等、教務に係る連絡調整事項については、「大学教育研究センター」の下に設置している「教務部門会議」がその役割を担っている。「教務部門会議」での調整結果および「学科会議」での検討を経て、全学的な調整が必要な事項については「大学教育研究センター委員会」にて審議している。また、学長ガバナンスを担保するために、各規程に基づき「大学協議会」での承認を経たうえで学長が最終決定する仕組みを整えている。さらに、客観性・妥当性を高めるため、「外部評価・助言委員会」による、教育課程編成等について、評価・助言を受けている。

「大学協議会」をはじめ、「学科会議」、各委員会での適切性に関する検証、点検・評価については、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学修成果の評価（アセスメント）に関する方針」で示す3つのレベル毎の評価項目に基づき実施している。とりわけ「学科会議」

(教育課程レベル)では、成績評価、授業アンケートに加え、国家試験合格率(資格取得状況)、就職率等を加味して多面的に評価し、教育課程に係る改善を実施している。

学習成果の結果に基づく「大学協議会」による全学的観点からの改善の取り組みは、教育の質保証を実現する「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」に則って行われている。既に述べたように、その取り組みは、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCAサイクルによって検証・評価され、その改善の成果も同様に検証・評価されることになっている。

また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスへの対応についても、「大学協議会」が中心となり、教育研究活動全般に係る企画・調整等を適切に実施した。

○問題点

なし

○全体のまとめ

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づき、3つのポリシーを掲げて教育活動を推進している。

教育課程の編成については、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程に即した授業科目を開設し、体系的に編成している。また、学生の学習を活性化するための効果的な教育を実施することを目指し、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法を新たに導入している。具体的には、学生が身につけた知識を実践する場として演習型や「実践プロジェクトa～c」といったプロジェクト型の授業を充実させている。「学科専門科目」についても、各学部・学科の特性に応じて、1年次からゼミ単位での演習を導入しているほか、アクティブラーニングやPBL科目の充実を図っている。学習指導の充実という点からは、「J-TAS」の推進にあわせ、「履修リフレクションウィーク」を開催するなど、新たな学習支援制度も開始している。この「履修リフレクションウィーク」では、修学支援課のカリキュラムアドバイザーが中心となり、学生が学修計画の見直しを行うための個別相談を重点的に実施している。

成績評価、単位認定および学位授与等に関しても、大学設置基準等の法令要件に基づき、諸規定等を整備し適切に対応している。

「教育の質保証」を実現するための「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」に則った「教育改革」と、学生自身の成長実感を高めるための「実践女子大学・短期大学部型学生の成長プロセス」に基づく取り組みは、本学の特色である。わけても、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」に則り、「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCAサイクルを展開し、学習成果を把握、評価することは、本学独自の試みである。

本学ではこれまでに、「大学協議会」において学習成果を把握、評価するための方法を定期的に検証・評価してきた。その結果を踏まえて、アセスメント・テスト(PROG)を本学に

適した仕様にカスタマイズすることや、オリジナルテキストである『「実践女子」力成長支援ハンドブック』の制作などを、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の構築とあわせて実施してきた。本学は、PDCA サイクルとしての一連のプロセスを通しての学習成果の点検・評価結果を、「教育改革」に結びつけることに力点をおいている。また、「教育改革」の実施にあわせて「共通教育科目」「専門教育科目」の新カリキュラム導入、副専攻の導入、カリキュラムマトリクスの策定、カリキュラムツリーの見直し等を実施・導入している。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言により、これまでとは違った「形」で教育を遂行せざるを得ない状況であった。そのような状況下であったが、遠隔授業の実施等、概ね適切な授業運営がなされたと点検・評価できる。

第 5 章

学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づいた人材育成をより確かなものにしていくため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを見直し、改めて策定している。

大学全体のアドミッション・ポリシーについては、「実践女子大学は、教育理念及びディプロマ・ポリシーに定めるとおり、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた人を積極的に受け入れます。そのような意欲をもった入学者を選抜するために、各学部学科のアドミッション・ポリシーにおいて、修得している事が求められる能力や態度について公表し、それぞれに対応する多様な入学者選抜方法を実施します。」と謳っている。研究科に関しては、大学院全体として、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻の求める分野において、すでに修得した知識をいっそう深め、高い専門性を要する職業に求められる能力を身につけることをめざし、広く社会に貢献しようとする人材を求めています。」と定めている。

学位授与の方針との関連性の点では、ディプロマ・ポリシーで保証する5つの能力・態度（「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」）を踏まえ、「学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた人を積極的に受け入れる」と明示している。この大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき、学部・学科ごとに、研究科は専攻・課程ごとに特徴を踏まえた具体的な方針を定めている。これらはホームページで公開するとともに、『入学試験要項』、『履修要項』および『大学院要覧』によって、受験生をはじめ、在学生、教職員および社会に対し広く公表している。

各学部では、入学前の学習歴、学力水準、能力等をアドミッション・ポリシーにおいて明示している。例えば文学部では、「グローバル化する現代社会では、「世界共通語としての英語基礎力」を身につけ、専攻する学科を問わず、世界に羽ばたいて、各学科で身につけた専門的教養を、世界に向けて発信できるようになりたいと願う意欲が重要です。したがって高等学校で十分な基礎学力を身につけていることに加え、積極的にコミュニケーション能力を高め、多文化へのとらわれのない関心を抱くことができる人材を求めます。」と説明し、求める学生像を明らかにしている。

研究科についても、例えば文学研究科では、「日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野においてすでに修得した知識をいっそう深め、それを基に広く社会に貢献しようとする人材、独創的な研究にさらに取り組んでいく意欲のある人材を求めています。」と

述べた上で、各専攻・課程において、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像をより具体的に示している。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、『入試ガイド』『入学試験要項』等の冊子に出願資格、判定の方法を記載するとともに、ホームページにおいて受験生等にわかりやすく公開している。

以上のように、本学では、建学の精神、教育理念に基づいた3つのポリシーの再策定により、ディプロマ・ポリシーで保証する5つの能力・態度、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーが相互に関連するように図っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき「学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた学生」を受け入れるため、学生募集および入学者選抜の制度として、一般入試（Ⅰ期～Ⅲ期）、センター試験利用入試、AO入試、公募推薦入試、卒業生・在学生子女入試、特別選抜入試（海外帰国子女・社会人）並びに指定校推薦入試を行っている。これらの入試では、各学科・専攻の専門性と深く関連する科目を受験の際の必須科目・選択科目に指定している。また、AO入試、各推薦入試では、選抜方法である面接・課題・小論文のテーマ、内容等に各学科・専攻の学びの特色を考慮して出題している。これらに加えて、2018（平成30）年度入試から、一般入試（Ⅰ期3科目型）では、「外部試験利用入試」を導入し、英語については、外部試験スコアを試験科目（英語）の得点として換算することができる制度を実施している。一般入試（Ⅲ期）では、部活動やボランティア活動、留学経験の有無といった課外活動を得点に加点する「高校時代活動評価入試」を導入している。

2020（令和2）年度は、新たな入試制度等の導入として、学校推薦型選抜に「公募併願型入試」を導入したほか、一般選抜（Ⅰ期入試）の日程変更を行っている。

2021（令和3）年度は、入学者の質向上を目指し、論理的思考の基礎となる基礎学力、広範囲な分野での教養及び数理的思考力、主体的に行動し自ら発信していく姿勢などの素養を持った学生を積極的に受け入れるための改革を行った。具体的には、新たな入試制度の導入として、一般選抜Ⅰ期2科目型、3科目型を各1日から双方2日間実施に変更。一般選抜Ⅲ期を「共通テスト併用型（ジェネリックスキル方式）」に変更し、論理的思考や数理的思考を測る「SPI問題」を新規に導入するなどしている。

研究科についても学部と同様に、アドミッション・ポリシーに基づき「各研究科、専攻の求める分野において、すでに修得した知識をいっそう深め、高い専門性を要する職業に求め

られる能力を身につけることを目指し、広く社会に貢献しようとする人材」を受け入れるため、一般入試（Ⅰ期～Ⅲ期）を行っている。入学者選抜試験は専門領域に関する基礎的知識・能力を有し、広い視野に立った研究能力を持つ者を受け入れるために、各研究科・専攻の専門を重視した科目試験を実施している。

入学者選抜実施に関しては、入試担当理事（学部長）を委員長とする「入試対策委員会」を責任主体とした体制のもと、志願者動向の予測、試験日程や試験科目、各試験別募集定員、オープンキャンパスの日程、キャンパス見学会など学生募集活動を含めた入学に係る全体の企画・立案を行っている。また、同委員会のもとにワーキンググループを設け、次年度以降の入学試験の詳細について検討を行っている。この「入試対策委員会」において審議された事項は、学長を議長とする「大学協議会」に報告又は提案され、承認を得る手順になっている。

入学試験にあたっては、実施要領を策定して試験の執行手順等を明確にしており、実施要領に沿った試験運営によって入学者選抜の公平性を確保するようにしている。また、学長を本部長とする入試本部を設置し、各学部教員と入学支援課を中心とした事務部門との協働体制で厳正な入学試験を実施している。合格者の判定は、試験結果に基づき、各学科において厳正かつ慎重に実施され、教授会、学長を議長とする「大学協議会」での審議・承認の過程を経て学長が決定し、合格発表を行っている。

研究科についても学部と同様に各研究科（専攻）教員と入学支援課を中心とした事務部門と協働で厳正な入学試験を実施している。

なお、病気や怪我、試験実施にあたり配慮（メンタル的）が必要な受験生への対応として、受験生の体調にあわせて保健室での受験、別室での受験を認めている。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

< 学士課程 >

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

< 修士課程、博士課程、専門職学位課程 >

- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

学部においては、入学定員・収容定員と入学者数・在籍学生数が大幅に乖離することのないよう、入試担当理事（学部長）を委員長とする「入試対策委員会」での年度試験結果の分析に基づいた志願者動向の予測を踏まえて、「入試判定会議事前連絡会」において合否判定結果の確認を事前に行っている。

学士課程における2022年度5月1日現在の入学定員に対する入学者数比率は大学全体で1.15であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.12であった。学部ごとでは、文学部は

入学者数比率（1.17）・在籍学生数比率（1.13）、生活科学部は入学者数比率（1.13）・在籍学生数比率（1.09）、人間社会学部は入学者数比率（1.15）・在籍学生数比率（1.12）であり、入学者数比率が高い傾向にある。この対応として、2019年度第13回常任理事会において、2020年から2023年度における大学入学者数確保の方針を示し、その方針に基づき全学的な体制で入学者数確保に努めることとしている。

修士課程（博士前期課程）における2022年度5月1日現在の数値として、文学研究科では入学者数比率（0.26）・在籍学生数比率（0.34）、生活科学研究科では入学者数比率（0.17）・在籍学生数比率（0.21）、人間社会研究科では入学者数比率（0.00）・在籍学生数比率（0.00）となっている。博士課程（博士後期課程）として、文学研究科では入学者数比率（0.20）・在籍学生数比率（0.33）、生活科学研究科では入学者数比率（0.30）・在籍学生数比率（0.17）となっている。改善に向けては、「大学院研究科専門委員会」を中心に経済・研究支援策の策定などを協議している。具体的な活性化の施策として、大学院学生による研究活動および成果発表を経済的に支援する大学院学会奨励金、大学院論文投稿支援金、「長期履修制度」などを導入している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、学部は「入試対策委員会」、研究科は「研究科専門委員会」を責任主体として検証し、入学者選抜の方法、手順および実施に関する点検結果を、次年度の入試の企画、制度等に反映させる仕組みとしている。

これらの委員会での審議結果等は、「大学協議会」において全学的に検証・確認した上で学長が決定・承認する手順になっている。なお、「大学協議会」においては、前年度および当該年度に実施している入試状況（動向、出願状況等）を推薦系入試終了時点において確認・共有することにより、一般入試での判定等に備えるなどしている。

点検・評価結果に基づく改善として、社会情勢や志願者動向等を踏まえた上で、これまでの入試結果や体制等の適切性を検証することにより、例えば、英語検定試験など利用して英語科目の得点とする「外部試験利用入試」、受験生の特長や個性、多様な学習や活動の履歴を得点化し評価する「高校時代活動評価入試」を新たな入試制度として導入することなどに結びつけている。

2021（令和3）年度は、新規受験層の開拓として、多摩地区高等学校進路へのニーズ調査と高大連携の模索、グローバル教育、国際交流を広報するグローバルオープンキャンパスの開催、幼児保育専攻に限定したワークショップ型オープンキャンパスを新たに実施するなどしている。

○問題点

研究科については、すべての専攻の入学定員充足率・収容定員充足率とも低い状況である

ため、研究活動および成果発表を経済的に支援するための「大学院学会奨励金」や「大学院論文投稿支援金」、「長期履修制度」等の制度の充実や活性化を図り、着実に志願者(入学者)の増加に努めていく。

(4) 全体のまとめ

本学では、アドミッション・ポリシーを、大学は学部・学科、大学院は研究科・専攻ごとに定め、ホームページで公開するとともに、『入試ガイド』『入学試験要項』『履修要項』および『大学院要覧』によって、受験生をはじめ、在学生、教職員および社会に対し広く公表している。

学生募集および入学者選抜実施のための責任主体として、学部では、入試担当理事(学部長)を委員長とする「入試対策委員会」を置き、学生募集活動を含めた入学試験全体の企画・立案を行っている。この「入試対策委員会」にて審議された事項は、学長を議長とする「大学協議会」に報告又は提案され、全学的に確認、共有する体制を構築している。

入学試験にあたっては、学長を本部長とする入試本部を設置し、各学部教員と入学支援課を中心とした事務部門との協働体制で厳正に実施している。合格者の判定は、試験結果に基づき、各学科・専攻において厳正かつ慎重に行われたのち、学部は教授会、研究科は研究科委員会における審議と「大学協議会」での承認を経たうえで、学長が決定している。

このように、本学では、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を受け入れるための学生募集および入学者選抜の制度を整備している。また、入学試験の運営体制についても、「入試対策委員会」において審議された事項は、「大学協議会」に報告又は提案され、全学的な確認を行う体制を整備し、公正な入学者選抜を実施している。

入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理については、大学基準協会の基準に照らして、学士課程はおおむね適切に管理できている。研究科は、修士課程(博士前期課程)、博士後期課程ともに未充足の状況である。これらの改善を喫緊の課題と認識し、全学的な改善に取り組んでいる。

今後は、「大学協議会」による全学的な点検・評価をいっそう推進することにより、大学入学者数確保の方針に基づく定員管理の徹底と大学院活性化施策の着実な実施を図っていく。

第 6 章

教員・教員組織

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学は、建学の精神に則り、「深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成すること」を目的に教育研究活動等を推進している。そのため本学では、「実践女子大学教員選考基準」において、「本学の教育理念・使命を十分に理解するとともに、たえずこれの達成に努めること。責任と情熱を持って学生の教育にあたり、自己の専門とする学問研究に精進すること」を教員像として定めている。

各学部等の教員組織の編制に関しては、「実践女子大学学則」に規定している。これに基づき、「実践女子大学教員選考規程」、「実践女子大学教員選考基準」を制定し、それまでの手順、基準を明確にし、それらに則った採用、昇任等を行っている。教員採用の具体的な手順は、学科主任、課程主任、大学言語文化教育研究センター等のセンター長が、当該の学科、課程およびセンターの採用方針に基づいた「採用計画」を所属学部長に提出し、学長は、学部長を経て提出された「採用計画」について、「大学協議会」での協議を踏まえ承認し、理事長に具申している。

各教員の役割、教育研究に係る責任所在の明確化等については、上述の「実践女子大学学則」に定められており、特に学長、副学長および学部長等については、その役割・権限等を明らかにしている。各学部の教授会規程および各センター規程等では、その組織の役割、審議事項等を明示し、「実践女子大学協議会規程」においては、学長が教学の重要事項を決定するに当たり、教授会および研究科委員会の意見を聞いた上で、十分に協議を行う旨を定め、教育研究に係る責任所在を明確にしている。

また、2020(令和2)年度は、「大学教職員の人材育成方針(求められる能力)」を策定し、教職員に求める資質・能力を明確化している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置

- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

教育研究活動を推進するにあたり、適切な教員組織を編制するため、各学部・研究科では、大学設置基準、大学院設置基準上の必要専任教員数を満たすよう編制している。研究科については、研究科専任教員は配置せずに学部との兼務とし、学部専任教員のうちで研究科の授業を担当する教員によって構成している。大学院の科目を担当するにあたっては、「実践女子大学大学院教員資格審査規程」に基づく選考基準を定め、研究指導資格審査を実施のうえ、決定している。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、学部では、すべての学生が専門の基礎となる教養・知識・技能を身につけるために必ず履修する「必修科目」に、その重要性に鑑みて専任教員を多く配置している。また、卒業論文執筆に係るゼミ（演習）についても原則専任教員が担当するようにしている。このように、初年次必修の「入門科目」から「卒業論文」に至る専門教育の進展の中で、それらの中核をなす科目を専任教員が担当し、明確な責任体制のもとで教育を行なっている。また、各学位課程の目的に即した教員配置という観点では、各学部の教育目標、3つのポリシーに基づき、カリキュラムツリー、カリキュラムマトリクスによる科目の体系性、関連性を踏まえた上で、「必修科目」「選択必修科目」を中心とするコア科目を専任教員が原則担当することとしている。研究科については、一部の専攻を除き、すべての科目を専任教員が担当する体制としている。

グローバル化については、「学長方針」においても積極的に推進する旨を謳っており、「共通教育」だけにとどまらず、「専門教育」においても展開を担うことのできる教員層の拡大に努めている。特に「共通教育」では、「言語文化教育研究センター」を責任主体とし、外国籍の専任教員を中心として外国語教育の充実を図るとともに、外国語（特に英語）による授業の拡大に努めている。また、サバティカル制度を利用して、専任教員が海外で教育研究経験を積むことができる制度を継続的に運用している。

教員の男女比については、2022（令和4）年4月1日現在において男性52.2%、女性47.8%であり、適切な比率となっている。

教員の授業担当負担への適切な配慮として、専任教員の責任担当コマ数を原則5コマ（通年換算）と定めている。現在は、一部の役職者を除き、研究時間の確保に配慮しながら、1コマ増の6コマを担当するよう時間割編成を行っている。

教員組織における年齢構成に関する方針は明確には定められてはいないが、採用にあたり、構成に偏りがないように配慮している。

学士課程における教養教育の運営は、第4章：教育課程・学習成果にて述べたように、「共通教育科目」をはじめ、履修、成績評価、単位修得等、教務に係る事項について、「大学教育研究センター」の下に設置している「部門会議」および「共通教育ワーキンググループ」がその役割を担っている。「部門会議」は、専任教員が教養教育の運営に責任を持って当たるため、各学科から選出された専任教員各1名、図書館学課程から選出された専任教員1名、「言語文化教育研究センター」から選出された専任教員1名等で組織され、教務に係る

事項は「部門会議」での審議・調整を経て、「大学教育研究センター委員会」にて審議・承認している。また、学長ガバナンスを担保するために、規程に基づき「大学協議会」での承認を経たうえで学長が最終決定する仕組みを整えている。

授業科目については極力、専任教員が担当する方向で努力を続けているが、専任教員のみでは、すべての授業科目を担当することが困難な状況がある。したがって、広範囲に及ぶ教育を、質を担保しつつ展開するためには、非常勤講師に授業担当を委嘱せざるを得ない。特に分野が幅広い「共通教育科目」では、その割合が高くなっている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は、大学学則および大学院学則に基づき、「実践女子大学教員選考規程」「実践女子大学教員選考基準」「実践女子大学大学院教員資格審査規程」および「実践女子大学大学院教員資格審査規程運用内規」を定めている。これらの規程には、募集、採用、昇任等に関する基準および手続が明確に示されており、これらに基づき、各学部・研究科における教員の職位等に応じた人事に関する手続を厳正に行っている。

専任教員の採用に当たっては、上述の「採用計画」に係る手続を経たのち、まず当該学科・課程、センターで公募によって複数候補者を募り、選考により1名に候補者を絞り込んでいる。選考を経た候補者については、各教授会・研究科委員会にて無記名で採用の可否を投票し、過半数以上が可とした場合を承認が得られたものとしている。その後、学長、副学長、各学部長、各学科・課程主任、大学教育研究センター長、大学言語文化教育研究センター長、および教職センター長によって構成する「実践女子大学教員選考委員会」において、「実践女子大学教員選考基準」と各教授会での選考経過を参考に、職階の適否を踏まえた採用の可否を審議する。これらの審議過程を経て、学長が採用を理事長に具申し、理事会での審議を経た上で、採用を正式に決定している。

専任教員の昇任についても、学科・課程から推薦された者について、同様の手順を踏みつつ、「教員昇任に関する評価項目」に基づき厳正に審議、決定される。なお、研究科の授業を担当する専任教員は学部との兼務であるため、学部専任教員としての採用審査に加えて、「実践女子大学大学院教員資格審査規程」「実践女子大学大学院教員資格審査規程運用内規」に基づき、研究科構成員としての審議も別途行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施については、「実践女子大

学協議会規程」に「授業の内容及び授業方法の改善と向上を目的としたファカルティ・ディベロップメントの基本方針に関する事項」を審議事項として定め、かつ「実践女子大学教育研究センター規程」に「センターは、本学の教育内容及び授業方法等の改善と向上を目的として、大学協議会の方針に基づき、ファカルティ・ディベロップメントを推進する」旨を規定している。これらに基づき、「大学協議会」にてFDに関する基本方針等を定め、「大学教育研究センター」を中心に具体的活動を推進している。

なお、本学では、FD・SDの定義および推進体制を以下のように定めている。

1. FD・SDの定義

- ①FD (Faculty Development) は、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組」であり、主は授業改善である。
- ②SD (Staff Development) は、「当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため」の研修や他に必要な取組であるが、「職員」には教員も含まれる。
- ③職員が教員向けのFDに参加した場合には、職員にとってはSDとなる場合がある。

2. 推進体制について

- ①FDについては、基本方針は大学協議会で審議するが、実際の取組においては大学教育研究センター委員会が中心となり実施内容を検討・運営する。
- ②SD(職員のみが対象となるものを除く)については、大学協議会で基本方針を審議する。実施にあたっては、関係委員会・部署等で検討・運営し、大学協議会に報告する。
- ③SDについては、総務部と連携して進める。

また、テーマ(カテゴリ)を「学生支援」「内部質保証」「ダイバーシティ」「新制度対応」「授業改善・学生の主体的な学びの促進」「継続性のあるFD」「研究推進」に分類し、上述の定義に基づき実施している。なお、本章では、①FDに該当する部分について中心に記述することとし、2021(令和3)年度FDに関する基本方針は以下のとおり定めている。

<2021年度 FDに関する基本方針>

- ①社会で活躍できる基礎力をもち、社会を変革していくチャレンジ精神を持った学生の育成を目指し、授業方法や授業内容の改善のための取組みを進める。
- ②授業アンケートを実施し、授業内容等を点検し学生へのフィードバックを行う。また、学生と話し合う機会を設けるなど、より直接的に学生の意見を授業に反映できるような取組みを進める。
- ③講義概要(シラバス)作成にあたっての、注意点やポイントを共有し、授業内容がより学生に正確に伝わるような取組みを進める。
- ④本学のアセスメント・ポリシーを踏まえ、適正な成績評価が行われているか検証し、あるべき評価方法について検討する取組みを進める。

この基本方針に則り、2021(令和3)年度は、「授業改善：学生の主体的な学びの促進について-ICTを用いた先端的教育」、「学生の主体的な学びの促進について今、これからの高校生は、どのような授業を受けて入学してくるか？」等を実施し、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みを行っている。

研究科のFDについては、各専攻にて実施している。内容として、学生が論文の内容を全大学院担当教員の前で発表する「中間発表会」の際に、研究指導上の問題点などについて意見交換を行うほか、他の教員が担当する授業傍聴および意見交換、将来構想等について行っている。

教員の活動の評価については、毎年学部別に発行している研究紀要、あるいはセンター、研究所が発行する論集への論文の掲載や、それぞれの専門分野の学会での口頭による研究発表やポスター発表、学会誌への論文掲載、あるいは専門誌への寄稿などの業務を中心に行っている。各専任教員は、研究者学術情報データベース等に、教育活動、研究活動、社会活動等の入力を行い、ホームページ等を通じて外部に公表している。また、これらの教育研究業績等は、教員の昇任審査において「教育及び社会活動等における報告シート」に取りまとめ、評価する仕組みとしている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部（学科）・研究科（専攻）に関しては、各学科が組織・運営する「学科会議」あるいは各専攻が組織・運営する「専攻会議」および教授会・研究科委員会を責任主体として、主に教育課程の編成および当該年度の開講科目を決定する過程を通じて、教員配置等の適切性を確認している。「共通教育科目」では、専任教員が教養教育の運営に責任を持つ体制とし、「大学教育研究センター」のもとに組織されている「共通教育ワーキンググループ」での調整を行ったうえで、「大学教育研究センター委員会」にて審議している。これらの結果および教員の採用・昇任等に関する事項は「大学協議会」において全学的に共有・検証したうえで学長が決定・承認する仕組みを整えている。

FDの推進については、「大学協議会」にてFDに関する基本方針等を定めており、次年度のFD計画策定の際に当該年度の適切性を検証し、結果を授業内容・方法の改善・向上および教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に繋げるようにしている。具体的な改善・向上に向けた取り組みとして、「大学協議会」を中心に、教員の採用・昇任、大学院教員資格審査について、方法、手順、基準等を改めて検証するとともに、規程を整備し明文化している。

○問題点

特になし

○全体のまとめ

本学は、「実践女子大学教員選考基準」に定める、「本学の教育理念・使命を十分に理解す

るとともに、たえずこれの達成に努めること。責任と情熱を持って学生の教育にあたり、自己の専門とする学問研究に精進すること」を教員に求め、建学の精神、教育理念等の実現に向けて教員組織を編制している。

本学では、「大学協議会」を中心に、これまでの教員の採用・昇任、大学院教員資格審査について、方法、手順、基準等を改めて検証した。その結果、「実践女子大学学則」に基づいて「実践女子大学教員選考規程」、「実践女子大学教員選考基準」等を整備し、これらに厳格に則った体制と運用で、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っている。

2020（令和2）年度は「大学教職員の人材育成方針（求められる能力）」を策定し、教職員に求める資質・能力を明確化している。今後は、大学として求める教員像や教員組織の編制方針と併せて、よりいっそうの明確化を図る。

各教員の役割、教育研究に係る責任所在の明確化等については、「実践女子大学学則」により、学長、副学長等の役割・権限等を明らかにするとともに、「実践女子大学協議会規程」をはじめ、教授会規程および各センター規程にて、その組織の役割等を明確にしている。これらに基づき、「大学協議会」「大学教育研究センター委員会」等をはじめとする、教学委員会等を通じて課題を共有し、組織的な対応を図っている。また、各教員の役割分担に関しても、「学科会議」や「専攻会議」、教授会等において明確化を図っている。

教育研究活動を展開するため、教育課程の中核をなす科目を専任教員が担当し、明確な責任体制のもとで教育を行なっている。また、専任教員の男女比率、年齢構成にも配慮した教員配置としている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施については、方針に基づき適切に実施している。

第 7 章

学生支援

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「女性が社会を変える、世界を変える」という建学の精神に基づき、女性が力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念の下、教育活動を通じて人材育成を図ることを使命としている。そして、その使命を実現するため、学生支援に関する方針として、「修学支援方針」「生活支援方針」「進路支援方針」および「障害学生支援方針」をそれぞれ定め、これらに基づき、様々な施策を行っている。

「修学支援方針」では、「学生が学修を円滑に進められるように、教職員が相互連携して、相談・指導による支援を行います。」「成績不振者、留年者および休・退学者については、その状況把握と分析を行うとともに、早期のケアを含めた具体的対応策を講じます。」など、4項目を定めている。この方針のもと、修学支援の具体的な体制として、「大学教育研究センター規程」を定め、「大学教育研究センター」と、その下に置かれた「教務部門会議」が同規程に基づいて、学生の学修が円滑に行なわれるように諸施策を実施している。また、学修上様々な問題を抱える学生に対処するため、クラス担任（アカデミック・アドバイザー制度）、オフィスアワー制度およびカリキュラムアドバイザー制度等を設けて、全学の教職員が連携して支援している。

「生活支援方針」では、「学生が心身の健康を維持・増進できるように、保健室、学生相談室を設け、専門の医師や保健師（看護師）、カウンセラーを配置します。」「人間性と社会性を培う機会と場所を提供することを目的として、クラブ、サークル、ボランティア等の課外活動を支援します。」など、5項目を定めている。「生活支援方針」に加えて、本学では、「障害学生支援方針」を別に定め、障害のある学生が、障害のない学生と等しく学修が進められるように、学生本人の要望に基づき、関係各署が連携することで、合理的配慮の範囲内で具体的支援を行うこととしている。この方針のもと、生活支援および障害学生支援の具体的な体制として、「学生支援委員会規程」および「学生相談室に関する内規」を定めている。これにより、「学生支援委員会」、学生総合支援センターに学生相談室および保健室を設置し、安定した学生生活および心の健康維持を推進している。また、アカデミック・ハラスメント等のハラスメント対策については、学園が「ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会規程」による委員会が調査、防止教育・広報等を行っている。

「進路支援方針」では、「学生が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていける力を身につけることができるように正課内にキャリア教育の必修科目を設置する等、系統的な支援を行います。」など、3項目を定めている。この方針のもと、本学では1年次から、将来を見据えたキャリア教育を実施している。全学部共通科目において、「キャリア教育科目」を開講して、低学年からのキャリアプランの支援、社会人としての素養を修得させるこ

とを目指しているほか、キャリア・生活支援課を設置して、学生の就職支援とそれに係る多様な講座を開設するなど、広く学生の社会的・職業的自立を促す支援を行っている。

修学支援に係る事務組織の所管部署は学生総合支援センターの修学支援課、就職支援および生活支援に係る所管部署は、キャリア・生活支援課が中心になっている。

本学では、建学の精神、教育理念に基づき、学生一人ひとりに合わせた成長機会を提供するとともに、学生が成長を実感し、自信を創出することができるよう、新しい本学独自の学生支援制度「J-TAS」の運用を2018（平成30）年度から開始している。この「J-TAS」は、学生が授業や課外活動等に主体的に取り組むことで成長し、サポートツール等を活用して学生生活を振り返ることで、その成長をより強く実感できることを目指している。更に、教員や学生支援にかかるスタッフも同じツールを用いることで、学生の状況を把握し、一人ひとりに最適なサポートを行うよう努めている。

「J-TAS」の基本方針

目的：学生の「自信（自己効力感）」を高める大学になる

方針：1. 自身で立てた目標を達成する経験ができるよう支援する

2. 目標達成した意識を認識・言語化できるよう支援する

3. 他者との接点を通じて成功体験等の機会を持つよう支援する

4. 自身を肯定できるよう支援する

「J-TAS」を構成する7つの要素

①成長診断テストによる現状把握及び自身の長所や身につける必要がある能力を把握し、履修する授業の検討などに役立てる。

②学修ルーブリックによる授業や課外活動で自身がどれだけ成長できたかを振り返るためのツールとして、半期ごとに学習成果を自己診断する。

③自己成長記録書には、成長診断テストや学修ルーブリックの結果が記載される。学生生活で身につけた力を一覧化し、学生生活の振り返りを行うことで成長を実感できるとともに、就職活動の自己分析ツールとしての活用も可能とする。

④教育改革に基づいた科目の履修

⑤課外活動では、学生プロジェクト、ボランティア、サークル活動など、学生が主体的に取り組むことによる成長機会を提供する。

⑥個別サポートとして、学生が大学生活を通じて成長し、自信・希望を持って社会に出るために、学生一人ひとりの主体性を大切に、最適な成長機会を提供するサポートの実施。

⑦担当教員・学生総合支援センタースタッフ・キャリアアドバイザー等による、自己成長記録書などを参照し、授業・課外活動などの学修機会の提供やキャリア支援など学生生活を総合的にサポートする。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の適切な整備については、上述の点検・評価項目①で示した通り、各方針に基づき、運用体制を構築したうえで学生支援を推進している。

<1>学生の修学支援に関する取り組み

学生の修学に関する支援として、補習教育、補充教育に係る取り組みとして本学では、国家資格の対策講座をはじめ、学長方針にて示す「基礎学力の向上」に関する取り組みを重点に置き実施している。具体的には、教学重点施策として予算化したうえで、学部を中心に取り組みを進めている。

本学では、「J-TAS」に掲げる、学生が主体的に取り組むことによる成長機会の創出・提供を目的に学生によるサポート制度を導入している。サポートを行う学生スタッフを「J-STAFF」と呼称しているが、「J-STAFF」にとっての他学生（下級生・高校生）へのサポートは、自身を成長させる大きな機会になっている。具体的には、オープンキャンパスの企画・運營業務等に加え、就職活動全般のアドバイスを行うサポート制度や修学支援として履修相談等のサポート制度を実施している。特に先行実施している「オープンキャンパス」では、企画・運営、各コンテンツの改善、当日の学生スタッフ指導などを学生主体で実施しており、正課外の取り組みにおける貴重な自己成長の場となっている。また、この「J-STAFF」によるサポート制度についても、利用者アンケートや満足度調査等の実施により効果検証を行うこととしている。スタッフ自身も学修ルーブリック（リフレクション）により自身の活動を振り返り、次の目標を設定することができる仕組みになっている。このように、「J-TAS」の推進により、学生は自信をいっそう深め、成長をより実感できるようになっている。

受入留学生に対する修学支援は、「言語文化教育センター」を所管とし、事務窓口として

国際交流課を中心に支援する体制をとっている。留学生に対しては、受入時に留学生オリエンテーションを実施し、履修登録をはじめ、本学での学生生活にスムーズに適応できるよう配慮している。留学生は国際交流会館（留学生寮）に入居し、日本人学生のユニットリーダーがサポートする体制をとっている。また、留学生プログラムも充実させており、「日本語会話パートナー」制度では、留学生が授業以外で日本語を用い、日本を学ぶ機会をもつことができるように、パートナー学生（日本人学生）を紹介するプログラムを実施している。その他として、「カフェクラッチ」は、学生のカンバセーションリーダーを中心に4名程の少人数グループで英会話・韓国語会話を実践するアクティビティーであり、留学生はそのカンバセーションリーダーとして協力している。加えて、日本文化に触れる機会として、 Semesterごとに「日本文化研修」を実施している。

派遣留学生に対する修学支援は、言語文化教育研究センターを所管とし、事務窓口を国際交流課として教職協働の体制を取っている。具体的には、協定校への派遣留学を希望する学生に対する学内選考の際に、「言語文化教育研究センター」の教員が独自に開発中であるCEFR レベルを基準としたインタビューテストを用いている。また、派遣留学が内定した学生に対し、教員による事前指導および事務職員によるオリエンテーション等を実施している。短期語学研修に参加希望の学生に対しては、オリエンテーションのほかに事前課題としてネイティブ教員が実施する「ランチタイムイングリッシュ」への参加を促している。

2021（令和3）年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大を受けて海外への渡航を伴う留学・語学研修等のプログラムをすべて中止している。また、海外の交換協定校からの外国人留学生の受入れもできなかったが留学生と在学生との交流はオンラインを活用するなどして実施している。また、学内でできる外国語学習や国際交流イベント等を実施している。

障害のある学生に対する修学支援への取り組みとして、上述の「障害学生支援方針」に基づき、学生部長を委員長とする「学生支援委員会」を責任主体として、教職協働で学生支援を行う体制としている。具体的には、学生総合支援センターが主管となり、所属学科、教務課と連携しながら障害のある学生と保証人との窓口相談の実施、支援学生の募集と学生ノートテーカーの養成・配置、教職員への働きかけ等を行っている。授業支援では、教務課が主管となり、所属学科、学生総合支援センターと連携しながら教員への授業における留意事項の徹底、授業時の拡大プリントの配付支援、試験における配慮などを行なっている。これらの対応については、「大学協議会」にて、当該学生の障害の内容、配慮すべき事柄等を確認・共有しており、「学生支援委員会」において具体的な支援策を協議している。

2021（令和3）年度は、個別支援を推進するためFD・SD研修「障害のある学生に対する合理的配慮について」を実施している。本研修では、第1部で2020年度に策定した「障害学生支援ガイドライン」を共有し、第2部では「障害の特性と学生対応について」の講演を実施している。本研修を通して、障害のある学生の支援フローが明確化され、学科・関係部署が連携して学生を支援する体制を整えている。

修学支援の体制として、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）制度、オフィスアワー制度およびカリキュラムアドバイザー制度等を設けて、全学の教職員が連携して支援を行っている。クラス担任（アカデミック・アドバイザー）制度は、学年ごとにクラス分けされた担任が、毎年度初めに学生と個別に面談を行なうなど、学生の修学および生活の状況を

把握するよう努めている。例えば人間社会学部の「アカデミック・アドバイザー制度」では、学生は1年次からゼミに所属し、ゼミを担当する教員が「アカデミック・アドバイザー」となり、履修指導をはじめ、ゼミ生一人ひとりの修学に関する状況を把握しつつ、4年間にわたって適切な指導、助言を積み重ねていく体制を整えている。

オフィスアワー制度では、全学の専任教員が研究室を開放する時間を個々に設けている。それにより、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）や授業科目担当といった枠を超えて、広く修学上の相談や学生生活上の相談に対応している。

2019（令和元）年度に採用したカリキュラムアドバイザー制度は、個別相談に重点を置き、「J-TAS」にて掲げる学生の状況を把握し、一人ひとりに最適なサポートを実践するために「履修リフレクションウィーク」を設け、学生の履修上の不安を払拭する担い手となっている。2020（令和2）年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、前期・後期ともに授業の最終週と成績発表後の1週間で個別相談（Zoom・問い合わせフォーム）を行っている。さらに後期は学科別履修セルフチェック説明会をZoomで実施している。また、入学予定者向け「学修導入動画コンテンツ」を作成し、新入生が慣れない学生生活の流れに上手く乗じるよう新しい修学支援ツールを完成させている。

2021（令和3）年度は、J-STAFFによる「先輩による新入生向け相談会」を4月に実施することにより、コロナ禍における新入生の不安を解消している。

その他に本学では、「修学・就職支援フェア」を開催している。これは保証人（保護者）を対象に、2010（平成22）年度から開催しているもので、修学・就職に関する総合的な情報提供を行なうとともに、学生の修学状況などの相談がある場合には、個別の面談時間を設定し、対応を行なっている。特に指導が必要と判断される学生については、保護者と直接面談し、問題解決に向けた適切な助言を行うなどの対応により、休学、退学を未然に防ぐよう努めている。このフェアは年1回の開催であるが、日常的に保護者から学生の修学状況に関して問い合わせがあった場合には、適宜面談等で対応している。

また、成績不振の基準を設け、GPAが著しく低く、単位の修得状況が悪い学生は、担任（人アカデミックアドバイザー）が面談し、指導記録を残し、改善が見られない場合には、学長が退学勧告を行えることとしている。

休学者や退学者、卒業延期者に対しては、前述のように各学年にクラス担任（アカデミック・アドバイザー）を置き、担任となった教員が学生の指導・相談に応じるほか、オフィスアワーの教員や学科・課程の助手が常時学生の相談に対して助言を行うことで、丁寧に対応している。また、「学科会議」において、事務部門から提供される学生の単位取得状況や学費納入状況に関する情報を、個人情報保護に留意しながら適宜共有し、組織的な支援に取り組んでいる。なお、卒業延期者の場合は、翌年度前期の学修のみで卒業要件単位が充足できれば、「9月卒業」を可能にしている。また、卒業延期に際して、8単位以下の単位を残している学生に対しては、「修業年限を超えて在学する学生の学費の取扱内規」に基づく学費減免制度による経済的な支援も行っている。

大学院学生に対する修学支援については、各専攻で指導教員を中心に行っている。なお、専攻間で調整が必要な事項については、各専攻から1名ずつ選出された委員によって構成される「研究科専門委員会」の場で検討を行っている。

＜2＞学生の生活支援に関する取り組み

奨学金制度等による経済的支援の取り組みとして、本学では日本学生支援機構の奨学金制度に加え、「実践女子学園奨学金規程」を制定し、本学独自の奨学金制度を整備している。例えば給付型の奨学金として、「成績優秀者に対する学業奨励金」「課外活動留学資格取得等に対する奨励・支援金」および「経済的支援を対象とした奨学金」を設定している。とりわけ、「成績優秀者に対する学業奨励金」として設けられている「学祖下田歌子奨学金」では、各学科・専攻の推薦により、在学中の学業成績、人物ともに優秀な学生に対し、在学年度は記念品授与、卒業年度は奨励金給付を行っている。「経済的支援を対象とした奨学金」では、主たる生計維持者の経済事情等の急変に対応する「教職員奨学金」、学習意欲が高いが家計が困窮している学生に対応する「創立120周年記念奨学金（常磐松奨学金）」のほか、「大規模災害被災学生・生徒支援金」等を整備している。

上述の「学祖下田歌子奨学金」は、2019（令和元）年度より博士後期課程の学生も対象とし、研究活動支援の拡大を図っている。

2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン授業が中心となったことから、実施方法を見直し、「J-TAS メール」配信やホームページにより周知徹底し、Google フォーム、郵送等による申請、Zoom を利用した選考を行うなどした。また、これに関連して、新たに「緊急時対応修学支援金（給付型）」、「メディア授業支援緊急貸与奨学金」、「新型コロナウイルス感染症対応緊急貸与奨学金」を創設し、修学環境改善と経済的に困窮している学生を支援するための施策を実施している。

学生生活に関する支援として、上述の学生総合支援センター職員によるサポートに加え、学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮に関する施設として保健室を設置し、保健師もしくは看護師が常駐して日常の健康管理や病気・怪我の応急処置を行っている。また、定期的に学校医が来校して学生の健康相談にあたり、専門的治療等を必要とする場合は専門医の紹介を行っている。毎年4月には、学校保健安全法に基づき、全学生を対象に健康診断を実施しており、その際に提出する「問診票」において、学生の既往症、疾病状況、食事や睡眠などの生活状況を把握している。また、感染症の集団発生予防として、入学時に「感染症・予防接種調査」を行っている。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体がないと判断される者に対しては、個別に保健指導を実施している。

新型コロナウイルス感染症対策では、学校医と連携して学内や学生会館での感染拡大防止策を作成・実施し、対面授業を継続しつつも学内でのクラスター発生の防止に努めている。

本学では、学生総合支援センターと保健室に加えて、学生相談室を設置している。学生相談室では、学生が直面する①学業、進路、生活、健康上の諸課題、②心理的、精神的等メンタルヘルスに関する諸課題、③その他、学生が抱える諸課題の相談に対応するとともに、必要に応じて、学生保護者、教職員、外部機関等と連携し、相談者（学生）への最善の支援提供に努めている。さらに、学生の保護者および教職員から学生対応等に関する相談等があった場合も支援等を行っている。学生相談室は、室長、教員相談員（本学専任教員・各学部1名）、相談員（カウンセラー）、外部専門医師（精神科医師）、学内医師（本学専任教員・臨床経験がある者）および学内保健師等で構成している。運営にかかる事項や構成員間での連絡・調整については、「学生相談室会議」において情報共有・意見交換を行い、必要に応じて「学生支援委員会」で協議・報告し、「大学協議会」で審議・決定する仕組みとしている。

2020（令和2）年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、キャンパスに通うことができない環境下において不安を抱く学生の支援を目的として、カウンセラー全員に携帯電話を貸与し、在宅で学生相談を行える環境を整えた。また、学生相談室から「こころのアンケート」を実施し、コロナ禍で不安を抱える学生の支援を積極的に行っている。

各種ハラスメントの関連では、学園を挙げて防止に取り組むために、「学校法人実践女子学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定している。この規程は、学生・生徒、教職員に対し、快適な教育、研究、学習および職場環境を保持し人権を擁護することを目的としており、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」および「パワー・ハラスメント」等の防止、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置について必要事項を定めている。また、「実践女子学園ハラスメント防止委員会規程」を制定し、委員会の職務、権限、手続き等の基本原則を定め、ハラスメントについての相談や通報があった場合に適切に対応できるようにしている。教職員の意識の啓発を目的として、ハラスメント防止委員会は、「ハラスメント防止研修会」等を開催している。他にも、『学生生活ハンドブック』での注意喚起、パンフレットの配布や掲示により防止に努めている。

大学院学生の学生生活に係る支援については、学部学生と同様に行っている。

< 3 > 学生の進路支援に関する取り組み

学生の進路支援に関しては、学生総合支援センターのキャリア・生活支援課を主管部署とし、就職支援講座、個別相談・全員面談の実施、企業との連携を積極的に推進している。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響など、社会情勢の変化に対応して学生のへの就職支援のあり方を大きく見直していること（コロナ禍に対応した就職支援のオンライン化）に加え、学園中期計画（2021～2023）の数値目標の達成を図るため、学生個人の状況やニーズに合わせた低学年からのキャリア支援を充実させている。また、本学では、「2021年度の出口戦略」の評価指標として就職先満足度など4つの数値目標を掲げている。

これらを達成するための手段として、①「大学キャリア形成グランドデザイン策定会議」の設定、②社会接点の増加、③低学年の就業意識向上のための支援、④多様なニーズに対応する相談体制の構築、⑤学内連携の強化及び⑥企業とのパイプづくりの強化について推進した。とりわけ②社会接点の増加では、ボランティアの単位化として、「ボランティアプロジェクトab」において、2021年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に大会ボランティア（フィールドキャスト）、都市ボランティア（シティキャスト）として参加した学生で所定の時間数を満たしたものに単位を付与するなどしている。

また、「学園中期計画（2020～2023年度）」に掲げる社会人メンター制度を導入した。これは2020（令和2）年度に「J-STAFF」として活動した卒業生を中心に、2021（令和3）年度から卒業生による就職支援を実施している。これにより、今後「J-STAFF」を経験した卒業生を中心に卒業生による後輩支援の中核を担うことになる。

< 4 > 学生の正課外活動の充実、その他、学生の要望に対応した学生支援

学生の正課外活動（部活動等）に関しては、渋谷キャンパスでの運動系サークルの活動が制限されていたため、状況の改善が望まれていた。協議、調整を重ねた結果、隣接する中学

校・高等学校（系列校）の体育館を運動系サークルの活動場所として使用することを可能とした。また、後援会学生助成金を活用し、渋谷・日野両キャンパスで活動するサークルに対し、交通費の一部を助成した。これらの取り組みにより、両キャンパスにおける正課外活動のいっそうの充実が期待される。

そのほかに、本学独自の奨学金「実践女子大学・実践女子大学短期大学部給付型奨学金」のうち、「課外活動・留学に対する奨励・支援金」として、「羽山昇・昭子奨学金」「実践チャレンジ奨励金」制度を設けて、課外活動等における学生の主体的な活動を奨励している。

2020（令和2）年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、「J-TAS My コミュニティ」機能を利用した新入生歓迎会や各種届出の電子化を行った。これは、キャンパスに来られない中で「My コミュニティ」を活用した新入生歓迎会を実施することにより、新入生は気になるサークルのコミュニティに参加し、掲示板を利用して先輩学生と交流できるようにするなど工夫している。

また、通常は窓口で受け付けていた諸届の提出も「My コミュニティ」内掲示板で受け付ける運用を構築し、学生の利便性を向上させている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性について、修学支援は「大学教育研究センター委員会」と、その下に置かれた「教務部門会議」を主体として、大学院学生の支援については、「研究科専門委員会」において検証を実施し、その結果を踏まえ、学生の学修が円滑に行なわれるよう、内容、環境等を整備している。生活支援については、「学生支援委員会」「学生相談室会議」によって、学生の課外活動、奨学金制度をはじめ、障害のある学生への支援のあり方、学生の心身の健康に関する取り組み等の検証を行っている。進路支援については、学生総合支援センターのキャリア・生活支援課がこれまでの就職実績、就職支援講座のプログラム内容、学生の参加率などを考慮し、次年度の取り組みを企画している。

進路支援についての点検・評価結果に基づく改善として、進路支援に関する委員会として、「学生支援委員会規程」に新たに「キャリア支援に関すること」を規定し、「学生支援委員会」において進路支援が推進できるよう体制を整え、学生総合支援センターのキャリア・生活支援課と各学科とが連携して進路支援が行われるようにしている。

これらの検証結果等は、「大学協議会」に報告・共有され、学生支援の適切性について全学的な観点で検証することとしている。また、学修行動調査、各種アンケート結果等も検証に活用している。「大学協議会」での検証の結果、改善等が必要な場合は、学長が当該委員会等に改善を指示する仕組みになっている。

○問題点

なし

○全体のまとめ

本学では、建学の精神、教育理念に基づき、「修学支援方針」「生活支援方針」「進路支援方針」および「障害学生支援方針」をそれぞれ定め、これらに基づき、学生支援を行っている。

支援の実施にあたっては、学務部教務課、学生総合支援センターといった事務組織を中心に、「大学教育研究センター委員会」「学生支援委員会」等の会議体にて情報を共有し、支援の適切性を検証することで、教職協働で推進する体制としている。また、全学的な観点から検証を行うため、「大学協議会」にて情報を共有・確認し、規程に基づき学長が最終的に決定（支援）をしている。改善等が必要な場合にも、学長が当該委員会等に改善を指示する仕組みを構築している。

本学では、独自の学生支援制度「J-TAS」を導入し、いくつかの取り組みを試行してきた。特に学生対応のワンストップサービスの実現化、学生総合支援センターの体制整備、学生が課外活動等に主体的に取り組める機会（場）の提供、学生が自身の成長をより強く実感するためのリフレクションの実施、キャリア・生活支援課を中心とした学生の成果、能力・資質に基づいた就職支援の実施など、本学の建学の精神、理念の実現に向けた学生支援を着実に推進している。

今後は、「J-TAS」推進による学習成果に基づく学生一人ひとりの能力・資質に合わせた個別サポートと、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」「実践女子大学・短期大学部型学生の成長プロセス」で謳っている「きめ細かい修学指導」とを連携させたPDCAサイクルの推進により、一層の「教育の質保証」に注力していく。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に対する学生支援の対応についても、オンラインによる相談体制の構築、申請書類の提出を可能にするなど、概ね適切に運用できたと点検・評価する。

第 8 章

教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、2019（令和元）年の学園創立120周年に当たり、校地の再編成を行なうこととし、「創立120周年記念整備事業」を2010（平成22）年度から計画的に実施した。「創立120周年記念整備事業」として、日野校地（日野市大坂上）での教育研究活動の展開から、2校地（渋谷キャンパス、日野キャンパス）での展開へと移行し、「創立120周年記念整備事業1期整備計画」として、2014（平成26）年4月に渋谷キャンパスを開校している。「創立120周年記念整備事業2期整備計画」では、日野市大坂上校地における生活科学部および生活科学研究科を中心とする教育研究を充実させるために、実験・実習施設の改修整備と講義室の再配置を行い、2016（平成28）年3月に完了している。

方針については「学園中期計画」の策定と推進に基づき、例えば「ICTの整備」では、教育研究および業務を安定的・継続的に維持することを目的に、基本方針として、情報環境の整備・充実、情報システムにおけるセキュリティ対策の強化などを掲げている。「研究の推進」では、科研費採択に向けた支援の充実、受託研究拡大に向けた体制の強化を基本方針として定めている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地および校舎は、東京都日野市にある「日野キャンパス」、東京都渋谷区にある「渋谷キャンパス」の2キャンパスからなる。校地面積、校舎面積については、設置基準上必要な要件を充足している。なお設置基準に定める運動場については、日野キャンパスにグラウンドおよびテニスコートを有しており、渋谷キャンパスからも約1時間の移動により利用が可能である。また、渋谷キャンパスでは運動場、体育施設は不足しているが、隣接の実践女子学園中学校高等学校の運動場と体育館を利用して体育の授業を行うなどの措置をとっている。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、安定稼働と効果的な利用に向けた改善に努めている。

2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルスに対する環境整備等に加え、学生支援システム「J-TAS」システムの運用保守・利用者支援サービスを実施している。また、前期はコロナ禍でのオンライン授業となったため、入学前教育として情報リテラシー入門用動画マニュアルを作成して配信し、新入生が円滑に情報システムに慣れ、安心して授業に取り組めるよう支援している。

ICTとしては、コロナ禍にあっても、円滑に授業運営を行うため、緊急対応を行っている。具体的には、オンライン授業を学内でも受講できるように Wi-Fi 環境の整備や回線増強に加え、自宅でのオンライン授業受講用にノート PC200 台を新規調達し学生貸与を行っている。さらに、学内でのオンライン授業受講用に、貸出用ポータブル Wi-Fi ルーターも整えている。システム運用・環境整備として、オンライン授業を円滑に開始するために「manaba」の授業環境整備や双方向オンライン授業ツールとして Zoom を導入している。また、円滑な業務運営のためグループウェアの学外利用環境を整備したほか、動画配信サービス対応等ネットワーク設定確認・変更を行っている。情報セキュリティの観点では、オンライン授業の実施に加え、在宅勤務の実施に伴い、学外・自宅からの情報システム・サービスの利用機会が増加した。情報漏えいリスクのほか、日常動作やテレワークにおける注意点等の身近なテーマを取り上げ、情報セキュリティに関する注意喚起や知識向上のため、教職員向けに情報セキュリティ研修会を実施している。

施設、設備等の維持および管理、衛生面も含めた安全性の確保については、定期点検の結果を勘案し、更新計画を策定し実施している。所管部署として、学務部庶務課と学園財務部施設・管財課が連携を図りながら担当している。施設、設備の整備、維持・管理、清掃等は学務部庶務課の責任のもと、専門業者に委託している。校舎の建設、設備の大規模修繕や改修等はキャンパス計画室および財務部施設・管財課を所管部署としている。また、教室設備のうち学部共通の機器・装置は学務部教務課が、学科所管の実験室・実習室・研究室等の機器・装置は学務部庶務課のもと、各学部（学科）がそれぞれ管理している。また、学生の学内での安全性を確保するために、2キャンパス共に正門には警備員常駐の警備室を設置している。加えて、渋谷キャンパスでは、IC カード対応のセキュリティゲートを設置するなど、女子大学として学生の安全に配慮している。さらにバリアフリー対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備として、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等を整備している。

2020（令和2）年度には日野キャンパスの第4館 411 教室の耐震補強工事を実施している。これにより、本学園の建物はすべて現行の耐震基準を充足し、耐震化率 100%を達成している。

新型コロナウイルス感染症への対応として、入講時の検温を徹底するためサーモグラフィカメラを各キャンパスに設置（計3台）し、飛沫防止用のアクリルパネルを食堂、ラウンジ等、各所に取り付けを行った。また、遠隔授業（同時双方向及びオンデマンド）の円滑な実施のため、講義収録システムを日野・渋谷キャンパスに各2教室ずつ設置した。合わせて持ち運びのできるビデオカメラを計19セット購入して、授業コンテンツの作成に活用している。さらに、対面授業での密を回避するため、複数の教室をつないでの分散事業が実施できるように TV 会議システムを日野・渋谷キャンパスの3教室に追加で設置している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備に関しては、日野キャンパス、渋谷キャン

パスともに図書館内に個別（個室）の自習ブースを設置しているほか、特に渋谷キャンパスでは、4名程度で利用できる仕切られたBOX席（4ブース）、20名程度で利用できるグループ学習室（両キャンパス）を設置し、学生が自由にディスカッション等の学習活動を行うことができるようにしている。これらは、図書館の資料を自由に持ち込むことができ、無線LANも完備しているため、自主学習を促進するための環境に配慮している。

教職員および学生の情報倫理への理解を促進する取り組みとして、「実践女子学園情報セキュリティポリシー」を制定している。教育研究活動および事務運営の基盤である情報システムを活用するうえで、情報セキュリティに関する高い意識を持つことは極めて重要である。そのため、「安全性の確保」「法令順守」など9項目をポリシーとして掲げ、適切に情報システムを構築・利用するための体制を整備した。学生に対しては、主に新入生を対象としたオリエンテーションの際に、情報倫理やセキュリティを中心に注意喚起を行っている。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、情報モラル及び情報セキュリティ対策用のテキストを特にオンライン環境でも見られるように準備し、SNS等の情報利用における意識を高め、日常生活でのトラブル回避に活かせるよう支援している。また、入学前準備教育「情報リテラシー入門」用の動画・マニュアルを配信し、新入生が円滑に情報システムに慣れ、安心して授業に取り組めるよう支援を行っている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学では、渋谷キャンパス、日野キャンパスともに図書館を設置し、図書・雑誌・視聴覚資料・電子ブック・電子ジャーナルなどを整備している。購入資料などについては、「収書理念・方針」「選書基準」に基づき、本学設置学科・課程に必要な資料を中心に選書を行っている。

雑誌については、これまで教員の希望により、トップジャーナルについては冊子体での購入を維持していた。2018（平成30）年度から冊子体の保管ではなく、必要なジャーナルの活用を優先することとし、国立・公立・私立大学で構成される大学図書館コンソーシアム連合「JUSTICE」の主要学術出版社との交渉によって中小大学でも利用が可能になった電子資料提供サービスを利用している。それにより、冊子体購入に比べて費用を抑えながら契約誌を増やすことができた。その結果、既に包括契約に切り替えている Springer 全誌だけでなく、Elsevier の ScienceDirect 全誌（回数券方式）、WileyBlackwell 全誌（包括契約）、Nature 全誌（回数券方式）を閲覧できるようになった。また、アグリゲータの全文型の電子ジャーナル提供サービスについても、既に契約している EBSCO Academic Search Complete に加え

て、Gale Academic OneFile と ProQuest Central も導入し、先の電子ジャーナル提供サービスと合わせて数万単位のジャーナルを追加閲覧できる環境を整えた。その他、新聞記事データベース、雑誌記事データベース、事典・書誌データベース等、各種のデータベースを利用できる環境を、教職員・学生に提供している。これらのサービスは図書館ホームページや統合検索システム Jissen One Search 等を通じて利用可能になっている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備に関しては、国立情報学研究所 (NII) の NACSIS-CAT/ILL 等に参加するとともに、日野市立図書館との相互協力に関する協定の締結、明星大学図書館との連携協力、渋谷近隣大学・短期大学図書館相互利用協力連携 (LAPS)、清泉女子大学図書館との連携協力等により推進している。また、私立大学図書館協会等の加盟館として、他大学・機関と様々な図書館間相互協力を推進している。

学術情報ネットワークとして、資料の所蔵情報を NACSIS-CAT (NII[国立情報学研究所]) に登録し、全国の大学図書館等との相互協力として NACSIS-ILL による図書の相互貸借、文献複写の依頼・提供を行なっている。その他、インターネットによる図書館ホームページからの蔵書検索 (Web OPAC)、外部データベース検索、学園創立者「下田歌子データベース」、卒業生「向田邦子文庫データベース」を公開し、提供している。

図書館利用環境では、学生の閲覧座席数として、日野キャンパスは 343 席、渋谷キャンパスは 283 席である。図書館の開館時間に関しては、日野・渋谷キャンパスとも、通常、平日 8:30~19:30/土曜 8:30~17:00 としている。両キャンパスともに、卒業論文提出時期並びに定期試験期間等は開館時間を延長する措置を行い、閉館時間を 21:00 とするなど、利用しやすいよう配慮している。また、学生、教職員向けに自宅から文献調査や文献複写等の申込み、自己の貸出・予約状況の確認、予約図書・購入希望図書の web 申込などができる図書館システムを稼働している。学生に対しては、初年次教育「実践入門セミナー」の授業において、全学部 1 年生に図書館の利用方法の講義および図書館ツアーを実施し、利用促進を図っている。また、教員からの要望により、2 年生から 4 年生のゼミ単位等での図書館ガイダンスを実施し、図書館を活用した論文資料の探索方法や、各学部・学科の専門性に則した参考図書および文献目録、データベースの利用指導等を行っている。利用者 (卒業生含む) への広報活動として、図書館報『Library Mate』を年 2 回刊行・送付し、ホームページでも公開するとともに、学内メール配信システム (J-TAS) を利用した活動も展開している。

図書館、学術情報サービスの提供を促進するための措置として、司書資格等の専門能力を有する職員を、専任職員を中心に両キャンパスに配置するよう配慮している。

2021 (令和 3) 年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、感染予防対策をとりながらサービスを実施した。

また、学生の事前事後学習と教員の授業準備・研究推進の支援として、図書館のデジタル化を推進している。具体的には、既存のデータベースを維持するとともに、新規データベースとして判例・法令情報「Westlaw JAPAN」を導入し 1 月から利用を開始するなどしている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学では、研究活動を推進させるための条件整備に関して、2017（平成29）年度に大学・短期大学部における学術研究活動の活性化を図るため、「実践女子大学研究推進機構」を新たに設置し、大学附置の3研究所（「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」および「下田歌子記念女性総合研究所」）の統括・支援、「プロジェクト研究所」や各種研究助成制度をはじめとする研究活動全般を統括・管理している。この「実践女子大学研究推進機構」の設置によって、副学長を研究推進機構長とする研究マネジメント体制を構築し、「研究推進機構会議」および研究推進室が中心となり、全学的な研究推進施策を立案、実施する環境を整えている。

大学としての研究に対する基本的な方針として、「研究ポリシー」「社会連携ポリシー」「知的財産ポリシー」および「利益相反マネジメントポリシー」を策定している。例えば「研究ポリシー」においては、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」のもと、社会の発展と世界の平和に貢献するため、教育・研究活動を通じて人材育成、学術・文化の継承と創造および社会貢献を図っていくことを謳っている。これらの研究活動等に係る4つのポリシーは、大学ホームページに公開し、社会に公表している。

研究費の支給に関しては、本学に所属する教員が学術研究活動を行うための基盤的経費として個人研究費（年額35万円）を支給しているほか、学会出張については、「学会出張旅費内規」に従い、所属する学会等に参加するための旅費を年度に1回、個人研究費とは別枠で支給している。これに加えて、多様な基礎研究、応用研究を推進していくために、学内公募による研究助成制度として「学内研究助成」「プロジェクト研究所」等を設けている。さらに「特別奨励金」「公開促進費」を設け、科学研究費補助金への申請の促進、外部助成金の成果発信に努めることとした。

なお、学内研究費・研究助成については、『実践女子大学・実践女子大学短期大学部学内研究費・研究助成制度ガイドブック』を制作し、制度の一覧化、申請スケジュールをはじめ、目的、概要、手続き方法等を明示することにより、制度の浸透や活用を促す工夫をしている。

研究成果の発信については、例えば、先述の「学内研究助成」「プロジェクト研究所」等、各研究助成制度の成果報告書や、学外機関との連携による研究活動の報告・紹介資料等をWebページで公開している。また、10月および11月に開催する常磐祭（学園祭）において、「プロジェクト研究所」の成果発表を行い、学生および一般の方に対しても研究成果を発信するなどの工夫をしている。さらに研究成果公開促進に係る制度を設け、学術講演会の開催や外国語論文の投稿に対する助成を行うことにより、研究成果の発信を促している。

本学では、学長方針の1つとして「研究推進」を掲げ、「実践女子大学研究推進機構」による支援体制の充実、特に科研費などの申請者への支援によって、外部資金獲得を促している。この学長方針に基づき、研究推進室が中心となって、外部資金に関する情報配信、学外

講師によるセミナーや公募説明会の開催、研究推進室職員による外部資金申請書・計画調書のチェックなど、様々な支援を実施している。また、科研費の不採択者を対象として、次年度の科研費申請を促進する学内研究助成制度（特定研究奨励金）を設けている。これらの支援により、2021（令和3）年度の科研費は大学短大合計で29件の申請を行い、採択は14件、採択率は48.3%となっている。これにより、2021（令和3）年度の科学研究費助成事業実施件数は52件、交付額は70,980千円となっている。

また、本学では、平成30年度私立大学研究ブランディング事業として、「源氏物語研究の学際的・国際的拠点形成」が採択された。これは、源氏物語研究の伝統を有する本学が国際的な拠点を形成し、文理融合による独自の学際的手法による研究を実施するものであり、本事業により源氏物語研究の新たな展開と、日本文化の理解促進という成果が得られるものである。本学では、グローバル化する世界への日本文化の更なる発信が課題とされる中、本事業の成果を活用することによって、源氏物語を源流とする日本文化への深い理解とその発信力を備えた人材を輩出する教育研究機関としての地位確立を目指している。

2021（令和3）年度はリートベルク美術館（スイス）で装束着装の動画を公開するなどしている。また、2018年度から実施してきた平安期宮廷装束に関する研究の成果を基に復元装束の制作を進めた結果、2022年3月に完成している。

研究室の整備に関しては、すべての教員に対して所属キャンパスに個人研究室を設け、パソコンなどの備品を設置することにより、研究に専念できる環境を整備している。

本学では、「実践女子大学・同大学院および実践女子大学短期大学部専任教員の担当授業回数並びに附加給・減額等に関する内規」第2条において「専任教員の1週間における責任コマ数は合計5コマとし、1週間における出席日数は原則として4日とする」ことを定め、研究活動日を週1日以上確保できるようにしている。また、研究専念期間の保証し、専任教職員の学術研究・教育研究能力や知識の向上を図るため、「実践女子学園教職員研修規程」に基づき、専任教職員が国内外の学外機関で研修に従事する制度を導入している。

今後は、男女共同参画社会基本法に則った教育研究活動をさらに推進していくために、「男女共同参画推進室」を中心とし、ライフイベントおよびワーク・ライフ・バランスに配慮した教育研究環境の整備を進める予定である。

大学院学生に対しては、教員の指導のもと、実験・実習・演習等の教育補助、学部学生への助言を行うなど、教育訓練の機会を提供するために、「実践女子大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づく制度を導入し運用している。また、2020（令和2）年度からリサーチ・アシスタント制度を導入している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理を遵守するために、「学校法人実践女子学園倫理綱領」（4研究に対す

る倫理) および「学校法人実践女子学園研究倫理規程」(第3条 研究者の基本的責務) を定めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止に向けた体制を整えている。

研究倫理に関しては、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とすることで責任主体を明確にするとともに、学内での審査機関として「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理に関する事項の適正な運用を図っている。また、不正行為の疑いがあった場合には、「研究倫理委員会のもとに設置される「予備調査委員会」、「調査委員会」において調査を実施する体制を整えている。

研究費の適正な管理・使用については、「学校法人実践女子学園研究倫理規程」(第12条 研究費の適切な管理) に定めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程」において、最高管理責任者、統括管理責任者など、責任主体を明確にするとともに、不正防止計画推進部署として研究推進室を設置している。具体的な不正防止の取り組みは、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画」に則り実施している。さらに、研究推進室の協力のもと、モニタリング、リスクアプローチ監査を「内部監査室」で実施している。

コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施については、全教員を対象に、3年ごとに教材として文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)」、日本学術振興会「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-」および本学独自の研究倫理教材を配布し、理解度チェックシートおよび誓約書の提出を義務づけている。また、新採用教員に対する説明会、FD研修会(研究推進関係)をはじめ、科研費執行に関する説明会において、コンプライアンスや研究倫理に関する説明を行っている。また、研究費の執行にあたり、基本ルールや一連の手続きを解説した『実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究費マニュアル』を策定し、すべての教員(研究対象者)を対象に学内向けホームページで公開している。

大学院学生については、全員に対して研究倫理教育の受講を義務づけている。教材は独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE)」を用い、研究推進室が受講管理を行っている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、各事業を所管する事務部門および委員会等において適宜検証を行っている。具体的には、施設、設備等の整備および管理については、キャンパス計画室、財務部施設・管財課および学務部庶務課を主管としている。また、学園の情報化に関する計画および予算計画、教育・研究の情報化のための基盤整備に関する事項、学園の事務情報化に関する事項および情報セキュリティに関する事項を審議する機関として、「情報委員会」を設置し、情報化を推進する体制を構築している。これらの施設、設備計画

の策定、学園の情報化推進の施策については、「常任理事会」にて審議・決定している。

施設、設備等の維持・管理および安全性の確保については、財務部施設・管財課、学務部庶務課が主管している。各種法令等で必要とされる定期点検を実施しているほか、環境負荷削減に関する「実践女子学園エネルギーの使用の合理化等に関する規程」を策定している。そして、「エネルギー管理会議」において、エネルギー使用の合理化、温室効果ガス排出削減およびフロン類の使用の合理化・適正化に関する目標の達成状況について、点検・評価を行っている。

図書館に関しては、図書館長を委員長とする「図書館委員会」を設置し、図書館の運営に関する事項等を検証している。

研究活動については、副学長を委員長とする「研究推進機構会議」が設置されており、研究活動の連携、推進、支援に関する適切性の検証を行っている。

○問題点

教育研究等の環境整備に関する学生、教職員をはじめとした施設利用者の評価（意見）への対応は、「学生支援委員会」や「大学協議会」の場で確認・共有するだけに留まっている。次年度以降の施設、設備の整備計画等の中に改善・向上に向けた具体策を組み込むための仕組みを構築する必要がある。

○全体のまとめ

本学では、「創立 120 周年記念整備事業」として、教育研究活動の 2 校地(渋谷キャンパス、日野キャンパス)での展開のために、2014（平成 26）年 4 月に渋谷キャンパスを開校し、2016（平成 28）年度に日野キャンパスにおける実験・実習施設の改修整備と講義室の再配置を行った。

渋谷キャンパスでは、ICT 等の機器、備品の整備、都心女子大学における学生の安全・衛生の確保、学生の自主的な学習を促進するための環境整備に特に注力している。日野キャンパスにおいても、生活科学系の学部に対応しい実験・実習施設の設置・改修等による教育環境の改善、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等の設置による利用者の利便性、快適性に配慮したキャンパス整備を実施している。

図書資料等の整備については、教員、学生の希望なども取り入れながら、本学の教育研究に資する選書を行なっている。また、学外からでも学術情報にアクセスできる環境を整備している。

研究活動を促進させるため、研究費の支給、研究室などの施設設備、研究時間の確保等を適切に行っている。また、「実践女子大学研究推進機構」の設置による研究支援体制・研究助成制度の充実、外部資金の採択件数の増加など、着実に研究活動を活性化させている。

研究倫理の遵守に関しては、「学校法人実践女子学園倫理綱領」、「学校法人実践女子学園研究倫理規程」等を整備している。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部 研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止に向けた体制の整備、取り組みを進めている。

研究倫理に関しては、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とすることで責任

主体を明確にするとともに、学内での審査機関として「研究倫理委員会」を設置するなど体制を整えている。また、コンプライアンス教育および研究倫理教育については、FD 研修会や科研費執行に関する説明会等を行っている。

また、研究費の執行にあたり、基本ルールや一連の手続きを解説した『実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究費マニュアル』を策定し、学内ホームページで公開するなど、すべての教員への周知徹底を図っている。

新型コロナウイルスへの対応についても、ICT 環境の整備やオンライン化など、概ね適切に対応できたと点検・評価できる。

第9章
社会連携・社会貢献

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、教育研究活動の成果を社会に還元することは高等教育機関としての重要な使命であるとの認識のもと、社会の一員としてよりよい社会の構築に向けて、国内外の地域、産業界、高等教育機関、研究機関および地方公共団体等と連携して教育研究活動を推進することを目的に「社会連携ポリシー」を定めている。

本学の「社会連携ポリシー」では、例えば、教育研究水準の向上および社会連携活動の推進として「本学は、共同研究、受託研究および寄付研究等を通じて、本学の教育・研究水準の向上に努めるとともに、持続的で特色ある社会連携活動を推進します。」と謳い、社会貢献として「社会連携活動によって教育・研究成果を社会に還元、発信し、社会の発展に寄与します。」と定めるなど、6項目を明示している。なお、この「社会連携ポリシー」は、ホームページを通じて広く公表している。

2019（令和元）年度は中期計画の策定に着手、2020（令和2）年度より推進し、社会連携に関しては、教職協働による社会連携推進体制を整備し実施することとしている。

また、先述の「J-TAS」の説明で触れた学生プロジェクト、ボランティア活動等の課外活動は、学生が主体的に取り組むことによる自己の成長機会であるとともに、社会連携・社会貢献に関する取り組みの一端も担っている。これらをとおして、学生は社会や企業等の有する課題に触れ、解決に導くプロセスを実際に体験することにより、汎用的能力の獲得と自身のキャリアプランニングに繋げることを目指している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、上述の「社会連携ポリシー」に則り、社会連携・社会貢献に関する取り組みを推進している。学外組織との適切な連携体制を確保するため、本学では、連携に関する協定等を締結し、産業界（民間企業等）や官公庁（自治体等）、他大学等と連携し事業を推進している。これらをさらに円滑に推進するため、2020（令和2）年度は社会連携推進を目的としたワーキンググループを立ち上げ、学内情報の集約と推進体制の検討を行った。この結果、経営企画部の外局に「社会連携推進室」を新たに設置し、社会連携の質を充実させて、さらに多様な学びの機会を提供することを目指している。

具体的な取組として、学外組織と連携した研究活動の推進を目的として、学外研究助成、共同研究、受託研究および寄付研究を行っている。2021（令和3）年度の研究活動の実績については、助成財団をはじめとする学外研究助成の獲得を進めた結果、2021（令和3）年度は新規2件が採択された。また、産学連携活動として、受託研究2件、共同研究6件を実施している。

行政（自治体等）との社会連携等に関する活動として、本学では日野市（東京都）、渋谷区、恵那市（岐阜県）、久慈市（岩手県）および京都市と包括連携協定等を締結している。具体的な取り組みとして、2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動が制限されたが、可能な範囲でそれぞれ実施している。

日野市については、生活科学部の教育・研究分野である「食育、まちづくり、子育て支援、地域コミュニティ形成」を中心にとらえ、教員・学生による活動を継続して行っている。具体的には、多世代交流カルタプロジェクトにおいて「相詠かるた」を完成させ、地域住民と現代生活学科の学生が交流を行っている。

渋谷区とは、2018（平成30）年にS-SAP（Shibuya City-Social Action Partner）協定を締結している。これに基づき、2021（令和3）年度は、「キャリア・デザイン」において、渋谷区グローバル拠点都市推進室の田坂氏をお迎えし、ベンチャービジネスに関する講演を行っている。

岐阜県恵那市は、本学の学祖である下田歌子の生誕の地である。恵那市との連携では、下田歌子賞に関する活動の推進、恵那市各地で行なわれる文化講演に講師として本学教職員を派遣している。例年実施している「学長と行く、学祖故郷の旅（通称：がくたび）」については、実施を見合わせている。2021（令和3）年度は、「がくたび」の代替行事として、下田歌子記念女性総合研究所広井所長によるオンデマンド講義を全学生に配信して学祖理解を図っている。

岩手県久慈市との連携では、10月に岩手県久慈市山形町で開催された「平庭高原闘牛大会」において、ボランティア学生がパッケージデザインを手がけたマスクと金平糖を販売するなどしている。また、SNSによる情報発信など地域活性化に貢献している。

産業界（民間企業等）との社会連携等に関する活動として、本学では、複数の企業・団体と連携活動を推進している。とりわけ公益財団法人日本相撲協会との連携では、2017（平成29）年に包括連携協定を締結し、日本の伝統文化の継承と発展に寄与するため、共同事業、プロジェクト等の実施・推進、協会事業活動に係る課題解決への学生の参画などを推進している。具体的には、学生による日本相撲協会公式グッズのデザイン提案と両国国技館での販売ボランティア活動を2021（令和3）年度も実施した。

加えて、2018（平成30）年度より、「ゼミナール等による学術的な活動活性化費」制度を全学で推進している。この制度を活用し、複数のゼミが社会連携活動等に参画している。本制度では、予算補助による活動の活性化と学習成果の発表を前提とすることにより、成果をまとめ発表する過程を通じて、学生が自身の成長をより実感できることをねらいとしている。

本学の教育資源を有効に活用し、広く社会人の生涯学習に寄与するために、「実践女子大学生涯学習センター」が、教養講座等を日野キャンパス・渋谷キャンパスの両キャンパスで開講している。

2021（令和3）年度は、社会人の学習ニーズに対応した質の高い教養講座と専門知識を深める学び直しの対面講座（一般）は感染予防対策を十分に行ったうえで前期6講座、後期10講座を開講した。また、学生のキャリア支援として、前期10講座、後期8講座を設置し、受講生377名が参加している。

本学の各学部・学科の特色や強みを活かした講座を一般公開することにより、地域社会との交流が教育研究の発展につながることを目指し、渋谷キャンパス3講座、日野キャンパスで1講座を実施している。

その他として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業への参画として、組織委員会と連携して、地域・企業、他大学の連携ニーズの把握に努め、本学独自の企画・立案を行うとともに、学生・生徒・教職員による関連活動への支援等を実施している。本大会は無観客開催となるなどしたが、477名の学生がボランティア等で参加した。

大学間連携の実施については、2017（平成29）年12月に、渋谷区にキャンパスを設置している青山学院大学、國學院大學、聖心女子大学および実践女子大学・短期大学部の4大学で連携・協力に関する基本協定を締結した。それに基づき、各大学の発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的に、合同職員研修、図書館相互利用等を実施している。

国際交流事業に関しては、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部グローバルポリシー」を策定している。このポリシーでは、国際化に対応した人材の育成など3項目を定め、特に国際的視点に立った社会貢献の推進を目指して、「学生による国際交流活動、国際ボランティア活動を活性化するとともに、グローバルな視点から、教育・研究機関、地方自治体、民間企業などと連携した社会貢献を目指します。」と謳っている。このポリシーに基づき、様々な国際交流事業を推進している。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかったが、例えば、国際交流・ボランティア活動として、「Waddell Language Academy」（アメリカ・ノースカロライナ州）において、幼稚園から中学校2年生（K-8）までを対象に、日本語イマージョン教育の補助を行う、アカデミック・ボランティア研修を行っている。ここでは、授業に参加し、実際に子どもたちに日本語を教えるという貴重な経験を学生は積んでいる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献活動の適切性については、主管部署および委員会等によって点検・評価を行っている。具体的には、共同研究、受託研究および寄付研究については、事務部門である研究推進室を主管とし、「研究推進機構会議」において検証する仕組みとしている。この検証結果に基づき、学外組織との連携を推進するための環境整備に努め、研究実績の増加に繋げている。生涯学習に関する教養講座等の開講については、事務部門である生涯学習セ

ンターを主管とし、「生涯学習センター運営委員会」において検証を行い、その検証結果を踏まえて、次年度の開講講座等を決定している。社会連携等に関する取り組みについては、学長室、学生総合支援センターおよび社会連携推進室（法人の経営企画部）が所管している。

これらの社会連携・社会貢献に関する活動は、「大学協議会」に活動の内容、実績等が報告される。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動が制限されたため、次年度以降は状況を見ながら積極的な推進を行いたい。

○問題点

本学における社会連携・社会貢献に関しては、近年、学内・学外の活動数が増大し、その内容についても多様化しているという状況がある。また、活動主体についても、教員（個人）、教職員協同、ゼミ単位、学科単位など、プロジェクトによって異なっている。

本学では、社会連携・社会貢献活動に関する活動の確認、検証等は、各所管事務部門で取りまとめ、委員会等による審議を経て、「大学協議会」にて確認・共有する仕組みとしている。しかしながら、上記の現状に鑑みた場合、全学として学内の社会連携・社会貢献活動を機能的に集約、管理する体制を検討する必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では高等教育機関として、国内外の地域、産業界、高等教育機関、研究機関および地方公共団体等と連携して教育研究活動を推進することを目的に「社会連携ポリシー」を定めている。

また本学では、社会連携・社会貢献活動を「J-TAS」推進に繋げ、プロジェクト参画、ボランティア活動等の課外活動を、学生が主体的に取り組むことをとおして成長実感と汎用的能力を獲得する機会と位置付けている。

これらの活動を推進するうえで、学外組織との連携体制を適切に維持するため、本学では、連携に関する協定等を締結し、産業界（民間企業等）や官公庁（自治体等）、他大学等の学外組織と連携し事業を推進している。共同研究、受託研究をはじめ、地域、企業（団体）等との連携に関する協定件数も増加しており、その活動内容についても上述のとおり活性化している。これらの活動については、主管事務部門である研究推進室、学長室、学生総合支援センター及び社会連携推進室が進捗等を確認し、各委員会、「大学協議会」にて報告することにより、当該年度の活動実績等を確認し、適切性を検証することとしている。

今後は、学内の社会連携・社会貢献活動に係る活動を機能的に集約、管理する体制を検討するとともに、社会連携・社会貢献活動を「J-TAS」推進と連携させ、学生の成長実感や汎用的能力といった学習成果に結びつけていくために、「大学協議会」による全学的な点検・評価に注力したい。

第 10 章
大学運営・財務

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、2020年2月、学園のさらなる発展を期し、中期計画「実践女子学園中期計画(2020～2022年度)」を策定し、2021年度はこの計画に沿って成長に向けた改革を遂行してきた。

これらの中期計画の成果等に鑑み、2022年2月に、中期計画「実践女子学園中期計画(2022～2026年度)」を新たに策定した。策定にあたっては、約半年間にわたり、理事会、常任理事会で協議をするとともに、外部有識者や卒業生、外部評価・助言委員会からの意見聴取を行っている。

次年度以降は、この学園中期計画に基づき、教育研究活動等を推進する。

また、毎年8月に開催している「常任理事会夏期集中討議」において、学園の将来構想をはじめ、中・長期の教育研究活動等の展開について集中的に議論を行ない、事業展開の方向性、方針等のすり合わせ、確認を行なっている。ここでの結果をもとに、具体的な施策を立案し、単年度の事業計画として理事会での審議決定を経て、各事業を推進している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長は「実践女子大学・実践女子大学短期大学部学長選考規程」に基づき選考が行われ、その権限については「実践女子大学学則」第48条第2項に「学長は大学を統括し、これを代表する」と定めている。

その他の役職者については、「実践女子大学学則」第49条に副学長、第51条に学部長お

よび第 52 条に学科・課程主任をおくことを定めており、副学長、各学部長はそれぞれに選任に関する規程を設けている。主任については、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部主任に関する内規」において選任方法および職務等を明示している。

本学では、学長が教学の重要事項を決定するにあたり、実践女子大学および実践女子大学大学院の教学における管理・運営に関する事項を審議するために「実践女子大学協議会」を置き、必要な事項を「実践女子大学協議会規程」に定めている。具体的には、第 2 条に審議事項を明示し、第 6 条にて学長の決定権限を明確にしている。また、第 7 条において教授会等への報告および法人組織（理事会等）に付議することを規定している。なお、上述の「実践女子大学協議会」は、教職協働の必要性と教学マネジメントの強化から、職員（学長室部長・学務部長・研究推進室部長・学生総合支援センター部長）も構成員としている。

教授会の役割については、「実践女子大学学則」第 53 条に教授会を設けることを定めている。そして、「学校教育法」の改正を受け、「実践女子大学教授会規程」第 9 条において、審議事項を定めるとともに、学長が決定を行うにあたり、あるいは学長の求めに応じて、教授会が「意見を述べることができる」ことを明確に規定している。大学院についても同様とし、「実践女子大学大学院学則」第 15 条に本大学院の研究科に研究科委員会を設けることを定め、第 17 条に審議する事項および「意見を述べるものとする」ことを定めている。

教学組織（大学）と法人（学園）組織（理事会等）については、「学校法人実践女子大学寄附行為」第 18 条第 2 項に「理事会は学校法人の業務を決し」と定めており、審議内容については、第 24 条および「常任理事会に関する規程」第 3 条に、審議手続きについては、上述の「実践女子大学協議会規程」第 7 条に明示している。そのほか、慣例として常任理事会を円滑かつ効果的に運営することを目的として、学内の理事（理事長・学長・副学長・常務理事を含む事務系理事・学長室部長・経営企画部長）を構成員とする理事協議会を定例開催し、大学（教学）と理事会（法人）が協働、共有すべき事項について事前に整理・調整を行っている。

学生、教職員からの意見への対応のうち、学生については、全学生を対象とした「学生大会」を年 1 回開催し、意見・要望等を聴取し回答する機会を設定している。また、「学長ポスト（学長への手紙）」を設置し、随時、学生の意見を個々に聴取し回答できるようにしている。職員については、「学校法人実践女子学園事務規則」第 32 条に基づき、学園業務全般の調整・円滑化を目的に「部長会」を設け、常任理事会の事前審議機関として各部署の意見等を反映できる仕組みを作っている。加えて、教学統括理事（教学事務局長）および教学系事務組織の部長・次長・課長で「教学事務局会議」を構成し、教学事務部門における事業計画並びに業務遂行に関する重要事項を協議し、部門間の連絡・調整と方針の確認を行っている。

適切な危機管理対策の実施について、本学園では担当理事（危機管理）を置き、法人・教学が一体となって取り組む体制としている。とりわけ、防火・防災という観点では、「実践女子学園防災管理規程」に基づき、災害等に備える体制をとっている。具体的には、両キャンパスにおいて、主に職員を中心に自衛消防隊を組織し、関連する資格（防火管理技能者・自衛消防技能認定・防災センター要員講習修了等）の取得を推奨するとともに、自衛消防訓練も実施している。加えて、自衛消防隊を中心とし、全学生・教職員を対象に避難訓練および安否確認訓練を実施し、課題・反省点等を洗い出して次年度以降に活かす取り組みを行っ

ている。

こうした危機管理体制の責任主体は、理事長・学長・常務理事・中学校高等学校長・防火防災管理者および自衛消防隊長で組織される学園の「防火・防災管理委員会」であり、同委員会は防災計画を策定しているほか、設備や備蓄品の確認などを含めた防災に係る活動の検証を行っている。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルスへの対応として、理事長を本部長とする「新型コロナウイルス対策本部」を設置し学生・教職員への感染防止策等を適切に推進している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学園の予算は、常任理事会の審議を経て決定された予算編成方針に基づいて策定される。

2022（令和3）年度予算の編成方針では、目的に沿った予算編成を促すとともに、資金効率の向上と編成段階からの調達管理を強化するために、これまでの教学重点予算及び経営重点予算を「競争力強化予算」として統合している。なお、教学重点予算は学長方針に基づき、重点事業ごとに予算を配分し、管理・執行できる体制としている。

予算の編成および執行に関しては、「学校法人実践女子学園経理規程」で規定されており、その運営を円滑にし、責任範囲を明確にするため、経理責任者（財務部長）および予算部門責任者を定めている。予算執行の管理体制、予算執行の責任は、法人全体では経理責任者が負い、各予算部門では各予算部門責任者が負っている。

また、固定資産および物品の調達等の具体的な手続きは、「学校法人実践女子学園 固定資産及び物品調達規程」に規定されている。発注は稟議により100万円以上300万円未満の物件は常務理事、300万円以上の物件は理事長の承認を要し、厳正な予算執行に努めている。

なお、予算管理システムにより、各予算の執行状況および残高がリアルタイムで把握できるようになっており、予算管理の有効性と効率性の両面において改善が図られている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学では、法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等が円滑に実施できるよう、大学設置基準に則った事務組織を「学校法人実践女子学園事務規則」に基づき整備している。具体的には、学園（法人）に大学および法人の管理運営部門として5部署（総務部・財務部・経営企画部・情報センター・内部監査室）を置くとともに、主に大学に係る教育支援・研究支援・学生支援等を担う6部署（学長室・学務部・学生総合支援センター・生涯学習センター事務室・研究推進室・図書館事務部）を配置し、大学運営、教育研究活動支援等が円滑に行われるようにしている。

また、昇任・昇格に関することは「実践女子学園事務系職員就業規則」および「事務系職員の初任給、昇格及び昇給に関する取扱細則」に定め、総合的な能力、勤務実績等で評価を行っている。職員の採用については、退職者の状況等を踏まえ、学園が求める人材を明確にしたうえで採用活動を行っている。労務管理については、法令を遵守し、適切に行っている。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備については、学生の履修相談等に適切に対応するため、「カリキュラムアドバイザー」を各キャンパスに2名配置しているほか、近年の就職状況・環境、学生のニーズに対応するため、学生総合支援センターの職員にキャリアカウンセラー資格を有する職員を配置している。

また、海外協定校の開拓および留学生支援の強化のため、海外での勤務経験、語学スキルの高い職員の採用、「実践女子学園教職員研修規程」に基づき、知識の向上を図り、学園の発展に寄与させることを目的として、専任職員の大学関係団体への派遣を実施している。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係については、職員の教学への積極的な参画を推進するため、各学部のカリキュラム策定に係る検討・調整を行う「カリキュラム検討会議」、全学の教育に係る諸施策の立案およびその推進を図るとともに、共通教育の企画・運営を行うことにより、本学の教育の充実・発展に寄与することを目的とする「大学教育研究センター委員会」、教学関係管理・運営に関する事項を審議するため学長を議長とする「大学協議会」をはじめ、上述の「学生支援委員会」および「入試対策委員会」の構成員として職員が参画しており、教職協働型の体制で、いずれも職員が大学運営の重要な役割を担っている。

職員の業績評価については、年度初めに理事長方針および学長方針並びに校長方針、事業計画を踏まえて、各部次長が中心となり「部方針」を策定し、その「部方針」を踏まえ各課長が「課方針」を策定する。その「部方針」、「課方針」に基づき、個人の「ミッションシート（仕事評価）」として重点業務設定、業務ウエイト、種別（維持型、改善型、革新・開発型）、実施のプロセス、達成レベルの目標設定を行っている。

この「ミッションシート（仕事評価）」では、事務職員の業務内容の専門化・高度化、職場の活性化に寄与するものとして、改善型、革新・開発型の業務を主軸におき、より定量的（数値）な観点で目標設定・達成状態を設定し評価する仕組みとしている。評価については、半期終了時点の進捗状況（評価）と年度末における達成レベルの2回の振り返りと上司との面談を通じて総合結果が付される仕組みとしている。

加えて、自身の業務の課題について、問題の把握、原因の分析、解決策の決定までのプロ

セスを明確にする「課題解決提案シート」をあわせて作成することにより、問題解決手法のスタンダード化を進め、改善型、革新・開発型の業務ができる職員の育成に努めている。この「ミッションシート（仕事評価）」および「課題解決提案シート」の結果は、昇進・昇格の参考としている。今後は、職位毎の能力要件、昇格基準を明確にし、業績評価に加え能力評価の導入を進めていく。

2021（令和3）年度は昨年度に引き続き、「働き方改革関連法」及び2020年4月を始期として新たに策定した「実践女子学園一般事業主行動計画」に則り、年次有給休暇の取得推奨や時間外労働削減を掲げ、現状確認と注意喚起、押印の廃止やペーパーレス化による業務改善を進めるなど、働き方改革に努めている。

その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響や緊急事態宣言により、キャンパス閉鎖などの緊急時に、学園の指示によって在宅勤務を可能とするため「実践女子学園事務職員等の在宅勤務に関する規程」を策定している。また、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて迅速かつ柔軟に事務組織の改編を行うため「事務規則」を「事務規程」に改正するなど、法令を遵守した規約の整備や現状にあわせた制度の見直しを実施している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント
(SD)の組織的な実施

スタッフ・ディベロップメント(SD)活動を組織的に実施するために、本学では「実践女子大学協議会規程」に「教育研究活動等の効果的な運営のための、教職員の能力及び資質の向上を目的としたスタッフ・ディベロップメントの基本方針に関する事項」を審議事項として定めている。これに基づき、「大学協議会」にてSDに関する基本方針等を策定し、具体的な活動を推進している。

SDの定義として、本学では、SD(Staff Development)は、「当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため」の研修や取り組みを指しているが、ここでのSDには教員も含まれている。なお、職員が教員向けのFDに参加した場合には、職員にとってはSDと看做している。SD(職員のみが対象となるものを除く)については、大学協議会で基本方針を審議し、実施にあたっては、関係委員会・部署等で具体案を検討し、「大学協議会」に報告する。SD(事務職員)については、総務部と連携して進める体制としている。

2021年度 SDに関する基本方針

- ①学生一人ひとりの個性を大切にされた個別支援体制の確立を目指し、J-TASの事例により、学生への成長支援に関する各種施策を共有し、今後の学生のキャリア形成のあり方について検討する取組みを進める。
- ②科研費等の外部資金獲得のための取組みを進める共に、研究の信頼性・公正性を担保するためのコンプライアンス・研究倫理に関する取組みを進める。
- ③2020年度に受審した第3期認証評価の結果を受けて、評価結果の確認と改善に向けた今

後の取組みを進める。

④ダイバーシティ社会への対応として、LGBTに関する理解を促進すると共に、障害のある学生に対する対応についての取組みを進める。

⑤大学入学者選抜改革やwith コロナ等による入学者選抜の動向を学内で共有し、危機感を持った入試を実施するための取組みを進める。

⑥ハラスメントに関する事例・凡例等を通して、ハラスメントを「しない」「させない」快適なキャンパス環境を目指す。

⑦その他、教職協働の強化、社会連携活動の推進、情報セキュリティの向上等の取組みを進める。

これらの基本方針に則り、2021（令和3）年度は、「J-TAS」推進に係るSD等を実施している。

事務職員を対象としたSDの取組みとしては、業務内容や期待する能力にあわせた体系的な研修制度を導入している。育成型（抜擢型・新課長・新採用職員育成等）、自己啓発型（希望型）及び交流型（三校合同研修・渋谷4大学連携合同研修等）という三種の研修を組み合わせることで、個々の職員の能力向上を図る体制を整えている。

また、職員のモチベーション向上を図るとともに、他の職員の意識改革を促すことを目的とした表彰制度「Jissen Staff Award（実践女子学園事務職員賞）」を設け、研修制度とともに互いに影響を与え合うことで、個々の能力向上と組織力を高める体制を設定している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学での大学運営の適切性に関する検証については、主に教育研究活動に係る事項については「大学協議会」を責任主体とし、経営に係る事項については、「常任理事会」において検証する仕組みとしている。これらの会議体での審議・承認事項は、規程等に基づき、理事会、評議員会において最終決定している。

「学校法人実践女子学園事務規則」第32条に基づき、学園業務全般の調整・円滑化を図る「部長会」を設け、常任理事会の事前審議機関と位置づけ、事務に係る事項の検証を行っている。また、教学統括理事（教学事務局長）、教学系事務組織の部長・次長・課長で「教学事務局会議」を構成し、教学事務部門における事業計画並びに業務遂行に関する重要事項を協議し、部門間の連絡・調整および方針の確認を行うことで機関決定前の調整・検証等を実施している。

監査プロセスの適切性としては、「学園寄附行為」第17条に基づいて「学園監事監査規則」が定められ、学園の業務および財産の状況、理事の業務執行の状況（以下「学園の業務

等」という。)について、監事、内部監査室および監査法人(以下「監事等」という。)による監査が実施されている。期中および期末の監査のみならず、それぞれの監事等が行なった監査情報の共有を図る「三様監査連絡会」を定期的に開催して、総合的に監査の質を高めている。

監事監査は、「私立学校法」第37条および「学園寄附行為」第17条に基づいて学園の業務等の状況を把握し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査結果を盛り込んだ監査報告書を作成して理事会および評議員会に提出している。監事は常勤監事1名と非常勤監事1名で構成され、事務支援を総務部が行なう。理事会および評議員会への出席をはじめ、常任理事会(毎週1回定例開催)に出席して、監査計画に基づいて学園の業務等を監査している。なお、常任理事会の事前審議機関である「部長会」と、学長の下での意思決定機関である「大学協議会」の議題および審議内容についても把握に努め、適宜意見を述べている。内部監査室および監査法人と監査計画を共有し、適宜、報告・意見交換を行なっている。

監査法人は、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づき、法人の会計および財産の状況を監査している。なお、監事は、監査法人から定期的に監査の結果を徴取し、改善状況等について報告を受けている。

内部監査室には室長1名と室員若干名を置き、室長は「内部監査規程」に則り内部監査計画を立案している。業務監査、経理監査、情報システム監査および公的研究資金監査等を行なって、監事を補助するとともに、内部監査結果を学長および理事長に報告している。また、三様監査連絡会の事務を掌る等、監査の有効性を担保している。

外部監査は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、監査法人による監査を行なっている。なお、会計監査の結果については、監事が定期的に聴取し、改善状況等について報告を受けている。内部監査は、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、所定の内部監査を実施している。内部監査室は、監事の補助を行ない、内部監査室長は、監事および監査法人との連絡、意見交換および情報交換のための監査連絡会に出席し、監査の有効性を担保している。

○問題点

なし

○全体のまとめ

本学では、適切に大学運営を行うため、学長をはじめとする所要の職を置き、学長、役職者の選任方法、権限等を規程により明確に定めている。また、教授会等を置き、その役割等も規程により明確にしている。

予算編成および予算執行については、「実践女子学園経理規程」を定め、財務部を中心に毎年度予算編成方針を策定し、それに基づき編成し執行している。また、監査体制を整備し、関係法令等に基づき適切に実施することにより、監査の有効性を担保している。

法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等を行うため、事務組織を適切に置いている。教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携については、職員の教

学への積極的な参画を推進するため、各学部のカリキュラム策定に係る検討・調整を行う「カリキュラム検討会議」を置いているほか、教学の管理・運営に関する事項を審議する「大学協議会」の構成員として職員が参画しており、教職協働型の体制で、いずれも職員が大学運営の重要な役割を担っている。

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るため、本学ではSDの定義、推進体制を明確にしたうえで、基本方針に基づき適切にSDに係る取り組みを推進している。

以上のことから、本学の建学の精神、教育理念の実現のため、学長をはじめとする所要の職を置き、必要な組織等を整備して大学運営を推進しており、その取り組みについても概ね適切であると判断できる。